

【平成8年度】

平成7年10月30日
大蔵省主計局

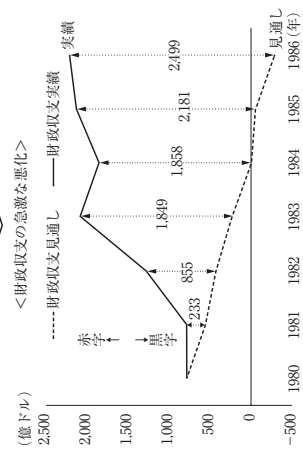
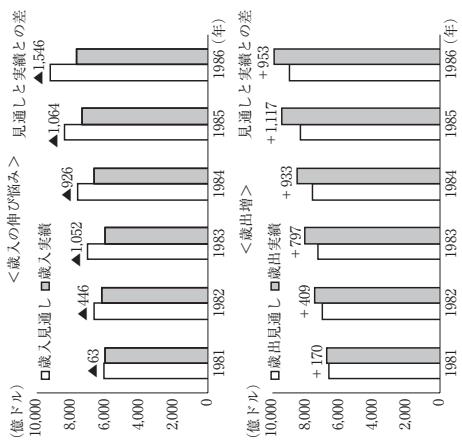
【論点と意見】	【参考】																																							
<p>I. 財政政策が果たしてきた役割と財政健全化の必要性</p> <p>1. 財政の現状についての評価について</p> <p>○ 日本の財政はバランスが悪い。これは一時的なものではなく、傾向的なものであり、財政の健全化は必要。</p>	<p>○ 日本の財政赤字は主として循環的な景気低迷に起因しており、この要因を除けば、日本の財政は依然主要国の中で最もよい状態。 (三和総研理事・原田和明氏)</p> <p>○ 国・地方の構造的財政収支 (IMF・ワールドエコノミックアウトLOOK (95年5月)) IMF等の国際機関が公表している構造的財政収支の数値は1994年以降G5の中で最悪。</p> <p>○ 構造的な財政状況に係る諸指標の推移</p> <table border="1" data-bbox="623 227 999 747"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>[1975]</th> <th>[1995]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ GDP (名目)</td> <td>1524兆</td> <td>492.8兆</td> </tr> <tr> <td>・ 公債残高 (国債、地方債)</td> <td>263兆</td> <td>308.1兆</td> </tr> <tr> <td>(GDP比)</td> <td>17.3%</td> <td>⇒ 62.5%</td> </tr> <tr> <td>・ 利払費 (GDP比)</td> <td>1.2%</td> <td>⇒ 3.7% (93')</td> </tr> <tr> <td>[一般政府]</td> <td></td> <td>(+25)</td> </tr> <tr> <td>・ 高齢者の割合</td> <td>13.1%</td> <td>⇒ 23.2%</td> </tr> <tr> <td>(65歳以上人口/20-64歳人口)</td> <td></td> <td>(+10.1)</td> </tr> <tr> <td>・ 社会保障移転 (GDP比)</td> <td>7.8%</td> <td>⇒ 12.3% (93')</td> </tr> <tr> <td>[一般政府]</td> <td></td> <td>(+4.5)</td> </tr> <tr> <td>・ 税収 (国税、地方税)</td> <td>22.7兆</td> <td>91.1兆</td> </tr> <tr> <td>(GDP比)</td> <td>14.9%</td> <td>⇒ 18.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(+3.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 75年度の数字は全て実績。95年度のGDPと公債残高は見込み、税収は当初予算、利払費と社会保障移転は93年度の実績の数字。</p>	年 度	[1975]	[1995]	・ GDP (名目)	1524兆	492.8兆	・ 公債残高 (国債、地方債)	263兆	308.1兆	(GDP比)	17.3%	⇒ 62.5%	・ 利払費 (GDP比)	1.2%	⇒ 3.7% (93')	[一般政府]		(+25)	・ 高齢者の割合	13.1%	⇒ 23.2%	(65歳以上人口/20-64歳人口)		(+10.1)	・ 社会保障移転 (GDP比)	7.8%	⇒ 12.3% (93')	[一般政府]		(+4.5)	・ 税収 (国税、地方税)	22.7兆	91.1兆	(GDP比)	14.9%	⇒ 18.5%			(+3.6)
年 度	[1975]	[1995]																																						
・ GDP (名目)	1524兆	492.8兆																																						
・ 公債残高 (国債、地方債)	263兆	308.1兆																																						
(GDP比)	17.3%	⇒ 62.5%																																						
・ 利払費 (GDP比)	1.2%	⇒ 3.7% (93')																																						
[一般政府]		(+25)																																						
・ 高齢者の割合	13.1%	⇒ 23.2%																																						
(65歳以上人口/20-64歳人口)		(+10.1)																																						
・ 社会保障移転 (GDP比)	7.8%	⇒ 12.3% (93')																																						
[一般政府]		(+4.5)																																						
・ 税収 (国税、地方税)	22.7兆	91.1兆																																						
(GDP比)	14.9%	⇒ 18.5%																																						
		(+3.6)																																						

<p>2. 不況対策としての財政政策の評価について</p> <p>【論点と意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ケインジアン的な立場から言えば、今のような景気後退期には積極財政を指向し、景気の底割れの防止もしくは引き上げを図るべき。一方、景気拡大期にはむしろ思い切った抑制運営をすべきであり、自然増収も思い切って財政再建に注入すべき。 ○ 借金をして景気対策を行い、景気回復すれば増収が出る。しかし、増収分を借金の返済に充てても、わずかではあるが赤字は残る。そのわずかの累積が現在の国債残高が200兆円を超えるという状況をもたらした。「拡大均衡」というが、現実には「拡大不均衡」である。 ○ 景気の拡大期には緊縮的な財政政策を採ることより、財政は多年度でみて、均衡すればよい。 	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IMF・カムドシチュ専務理事ステートメント(95.9.20) 「景気回復が確保され次第、財政の健全性を回復することが緊要である。」 ○ 財制審「平成4年度予算の編成に関する建議」(3.12.20) 「ここ数年大幅な税収増をもたらしてきた経済的諸要因が流れを変え、今後は従前のような税収増を期待し難い。税収の鈍化を単に一時的なものとして輸入・歳出のギャップの厳しい抑制を怠れば、継続的に大幅な財政赤字をもたらすこととなる。」 ○ 米国で1980年代初頭に行われたレーガン減税は、経済成長の加速に伴う税収増を期待して実施されたが、期待した程の成長は達成されず、大幅な財政赤字を記録することとなり、現在にまで及ぶ大きな問題を米国経済に残すこととなった。
---	---

【論点と意見】

【参考】

○レーガンの政権発足当初における財政収支見通しと実績との差異



【論点と意見】	【参考】
<p>○ ブキヤナー等が指摘する財政政策の非対称性に留意する必要がある。</p>	<p>〔注〕 出所 (財政制度審議会基本問題小委員会 (第3回) 平成7年10月30日 配付資料 (1)「論点についてのメモ 平成7年10月30日 大蔵省主計局」77ページ) に掲載の図表における値が不鮮明であることから、同図表の主旨を基に以下により編者作成。</p> <p>見直し： 経済企画庁『年次世界経済白書』(昭和62年版 (1987) (http://www5.cao.go.jp/keizai3/seikaikazaiwp/index.html), 「第2-3-3表」)</p> <p>実績： White House, Office of Management and Budget, Historical Tables (https://www.whitehouse.gov/omb/historical-tables/), “Table 11- Summary of Receipts, Outlays, and Surpluses or Deficits (4): 1789-2023”</p> <p>○ ブキヤナーとワグナーは、「ケインズの財政政策は、不況期には財政支出を増やし、景気過熱時には引き締めることが建前であるが、議会制民主主義のもとでは、財政政策の対称性が失われ、拡張的な政策ばかり採用される傾向が強い。その結果、公共部門が必要以上に肥大する。したがって、ケインズ理論は現実の政治経済学としては有害である」としている。</p>

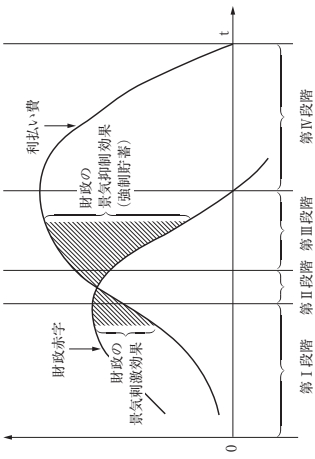
【論点と意見】	【参考】
<p>○ 現在の状況が昭和50年代と違ふ点は、公債残高が累増していること、高齢化が目前に迫っていることに加え、2つの要因がある。第1に、冷戦が終了し、20億人もの人が市場経済に流入しており、需要構造・供給構造が変化していることが挙げられる。途上国で労働集約的な産業が担われるようになれば、財政を通じて需要面から経済対策を打ち出すことの難しさは増大する。第2に、変動相場制、国際間の資本移動の自由化により財政政策の需要喚起効果は落ちてきていることが挙げられる。</p> <p>○ 公共投資の拡大等財政政策には一定の景気拡大効果はあるものの、生産力過剰の現在では、民間投資の呼び水としての効果は少なくなっている。</p> <p>○ 財政の構造改革自体が景気刺激策となることももある。金を新たに出生さなくとも、他の政策と整合性をとって、経済成長、規制緩和の流れの中で財政の構造改革を進めていくべき。</p> <p>○ わが国ほど、景気が悪いときに民間から政府に財政の出動を求める国はないのではないか。財政の放漫化の最大の原因はそこにある。一方で「小さな政府」を主張しながら、「大きな政府」を求めるのは矛盾している。</p> <p>3. 今後財政政策に期待される役割</p> <p>○ 財政政策の本来果たすべき役割は、資源再配分であり、日本経済の構造改革に対応した社会資本の形成が重要である。そのためには、様々な社会資本間で優先順位をつけることができようコスト・ベネフィット・アナリシスの方途を確立する必要がある。</p>	<p>○ 公共投資乗数の推移（経済企画庁経済研究所モデル）（名目、初年度）</p> <p>バイロットモデルSP-18 (74.12) 第2次世界経済モデル (85.3) 第5次世界経済モデル (94.12)</p> <p>2.27 ↑ 1.47 ↑ 1.32</p> <p>(推計期間) [57～71年] [66I～82I] [83I～92W]</p> <p>○ 公共事業の配分のあり方についての優先順位 （公共事業の配分に関する報告（財制審、平成5年11月26日）より） A：生活環境整備については、当面的に投資するよう努めるべき。 B：国土保全については、長期的な視点から着実に実施していくべき。 C：産業基盤整備については、全体として、重点的かつ抑制気味に扱うべき。</p> <p>○ 公共投資基本計画（6.10.7 閣議了解）（抜粋） 「高齢化が本格化する21世紀を控え、人口構成が若く、経済に活力のある間に社会資本整備を一層促進することが必要であり、本計画の実施に当たっては、財政の健全性を確保しつつ、積極的な計画の促進に努めることとする。」</p>

【論点と意見】	【参考】
<p>○ 財政の果たすべき役割は構造改革の過程では補完的なものにとどめるべき。財政政策の役割には限界があり、家計や民間企業へのインセンティブを高めることが重要。その意味で規制緩和が最優先されるべき。また、歳出は、将来に向けて必要な基盤となるものに絞るべき。</p> <p>○ わが国においては、民間の自己責任に帰せられるべきことについてまで、財政の出動を求める意見が多い。</p> <p>○ 高齢化に伴う社会保障について、どこまで自己責任を求めうるかを考えるべき。</p> <p>○ また、社会保障のコストオーバーネフイットのチェックを厳しく行うべき。</p>	<p>○ 財制審「財政の関与すべき分野についての報告」(56.12.18) (抜粋) 「高度成長下においては、豊かな税収を背景に正当化された施策であっても、安定成長下の限られた財政資金の下では、再検討せざるをえないものがある。」 「今後の財政のあるべき方向を一言で言えば、現行の歳出構造の抜本的な合理化を図りつつ、財政に期待されている役割に的確に対応していくということとである。……これまでは財政支出が正当化されてきた施策についても、個人・家庭の自助努力に期待し又は民間部門の活力にゆだねることができないか真剣に検討すべきである。また、今後期待される行政需要についても、すべて財政が役割をなうことではなく、どこまで、どこまで、どのような形で財政が関与すべきかという観点から財政の守備範囲を検討していくべきであろう。」</p> <p>○ 情報通信や研究開発など今後経済発展フロンティアを開拓していく分野に対し、財政は公債発行も含め積極的に関与していくべき。(日経連会長・根本二郎氏)</p> <p>○ 米国においては、例えば光ファイバーによるスーパー・ハイウェイ構想に財政資金の投入は行われていない。また、ベンチャー企業に対しては、税制面での優遇措置はあるものの財政資金は投入されていない模様。</p> <p>○ 財制審「公債に関する諸問題及び歳出の節減合理化に関する報告」(54.12.19) (抜粋) 「今後もある程度社会保障関係を中心に財政支出は増大せざるを得ない状況にあるが、負担を伴わない財政支出の増大は、世代間の負担の公正を大きくゆがめる……したがって、財政支出を拡大するに際しては、併せて租税負担又は社会保障負担の引き上げを考えていく必要がある。」</p>

【論点と意見】	【参考】
<p>4. 財政健全化の必要性</p> <p>○ 経済成長と財政の健全化の関係。</p>	<p>○ 7カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明(95年10月7日) 「彼らは(G7各国の蔵相及び中央銀行総裁(事務局注))また、それぞれの国において、貯蓄を促進し、より高い投資水準を支え、長期の成長見通しを向上させるために、中期的に更に大幅な財政赤字削減が不可欠であることを強調した。」</p> <p>○ 10カ国蔵相・中央銀行総裁会議声明(95年10月8日)(抜粋) 「(G10がとりまとめた「貯蓄、投資及び実質金利研究」)は財政赤字を削減することが、過去35年にわたる国民貯蓄率の低下を反映させるのに最も迅速かつ最も確実な方法であると結論付けている。財政赤字と公的債務残高の削減は、金利を低下させ、外部ショックに対する加盟国の耐性を高め、また、今後数十年間の高齢化がもたらす財政支出増に対する加盟国の対応力を向上させるだろう。」</p> <p>○ 95年度財政収支実績発表に際してのクリントン大統領演説(95年10月25日)(主計局調査課仮訳)(抜粋) 「我々は、子供たちから債務の負担を取り除き、将来に投資するより多くの資金を自由にするために、財政収支を均衡させなければならぬ。……現在の戦略は、財政赤字を削減し、国民に投資し、先端技術に投資し、経済を成長させることである。」</p> <p>○ パラデュール仏前首相「経済・社会再建プログラム」の説明の概要(93年5月) 「フランスの雇用及び財政は極めて深刻な状況にある。……巨額の財政赤字が事態を一層不安なものにしている。従って、全ての人による建て直し努力の実施が今にも不可欠である。事態は一刻も待つことを許さない。赤字拡大の抑制が唯一経済の活性化を可能にする。」</p> <p>○ 94年財政緊縮実施法案・連邦議会可決時のヴァイゲル蔵相発言(94年10月22日) 「本法は、より一層の安定、新たな成長及び失業者の削減に対し、決定的なブレイクスルーとなる。……今回の法律がなければ、94年度の連邦の財政赤字は約1,000億マルクとなり、始まったばかりの景気回復に水をさすことになる。」</p>

【論点と意見】	【参考】
<p>○ 財政赤字の増大に伴い、利払費も増大していく。金利を支払うためにさらに借金をするという事態は大変な事態である。21世紀を控え、高齢化が進み、将来世代の負担が非常に重くなっていくことが分かっているのだから、このような事態を是正する必要がある。</p> <p>○ 国民負担率については、昭和57年の臨時行政調査会の答申で「現状(35%程度)よりは上昇することとならざるを得ない」と言い、平成2年には39.6%まで上昇していたものが、その後、37.7%(7年度見込み)に低下し、その分後世代にツケ送りをしているのが現状。</p> <p>○ このまま高齢化社会を迎えると、税の負担、社会保険料の急増が不可避となるが、これは経済的にみても損失。スウェーデンなどはその好例。</p>	<p>○ 臨時行政改革推進審議会最終答申(5.10.27)(抜粋) 「国民負担の水準について、第2次行革審が提言した「高齢化のピーク時(2020年頃)において50%以下、21世紀初頭の時点においては40%台半ばをめぐりにその上昇を抑制する」との目標を今後とも堅持し、社会保障制度を始め行財政全般にわたり不断の改革努力を行っていく必要がある。」</p> <p>○ 将来の負担増が確実に見込まれる場合、経済学的には、負担をできる限り早い時期から引き上げ、負担水準をスムーズに安定して推移させる方が、社会にとってもロスが少くない。</p> <p>○ 財政支出の拡大は、金融、経済動向の如何によっては、クラウディングアウトを招くおそれ。過剰貯蓄が存在する今の日本では深刻な問題となっていないが、デンマークなどの小国の場合、財政支出が負の乗数効果を有する場合も存在。 (IMF・ワールドエコノミックアウトルック5月号の分析による)</p> <p>○ 平成7年度経済白書(抜粋) 「〔福祉国家〕北欧諸国の教訓として」問題は、景気後退期には税収が減少する一方で移転支出が増加する仕組みになってきたため、大きな政府規模の下でこれが大幅な財政悪化につながり金利が異常に上昇するという事態が生じ、既存の福祉施策がもはや持続可能でなくなることである。そのような場合、金融資本市場に混乱が生じた上に、結局は制度の改変を余儀なくされ、経済システムにかく乱要因が加わることによって資源配分効率が低下し、所得分配の不公平感が広がるといえることが考えられる。可能かどうかは別として、本来、外生的なショックによる景気変動を安定化するのが政府の役割として期待されているが、大きすぎる政府は逆に景気変動を不安定化させる可能性があるわけである。」</p> <p>○ 現在の受益・負担構造を前提として現在の施策を続けた場合、現世代の受益によって将来世代の負担が膨らんでしまう。 (7年度経済白書)</p>

【論点と意見】	【参考】
<p>II. 公債発行の問題点について</p> <p>1. 過剰貯蓄の有効活用論について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1000兆円の民間貯蓄があれば、公債ではなく、税でこれを吸い上げ、景気対策に使っていくという選択肢もあるのではないか。 <p>2. 公債発行の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公債発行は、増税に比し、現存世代による消費財への投資の割合が大きくなるという意味で、将来世代にとり負担となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本には1000兆円にも上る民間貯蓄があり、公共投資や減税のための財源は極めて豊富。将来、高齢化が進展すれば、貯蓄率が下がっていくが、貯蓄率の高い今のうちに、国が国債という形で過剰貯蓄を吸い上げ、高齢化社会が到来する前に社会資本整備を行うべき。（一橋大学教授・野口悠紀雄氏） ○ 今後は高齢化の進展とともに我が国の租税負担率が大幅に上昇することが必至であるとされているが、そうしたなかで、あえてさらに租税負担率を引き上げてまでも社会資本の充実を将来世代が求めるだろうかという疑問がある。現在程度の公共投資を続けていっても20年もすれば、社会資本がかなりの程度整備される可能性もあるのではないか。将来世代の人々は、過去を振り返ってみてかつて租税負担率が低かったときに、その時代の人々の負担で社会資本を整備しておいてくれたらよかったのにと感じるのではなかろうか。（富士総研理事・伊藤忠明氏） ○ 公債（内国債）は、国民経済的にみれば、将来の国民の資産となるものであり、負担ではない。 ○ 上記の理屈を当てはめると、現在の221兆円の公債残高を例えば10年で償還するために、所得税（平成6年度21.5兆円）を2倍に増税して、徴収したとしても、それは一方で償還という形で国民の所得となるものであり、負担にならないことになる。

<p>【論点と意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団塊の世代以降は、累積する国債の負担をどうするかについて深い懸念を抱いており、後世代の負担についてはよく議論すべき。その際、公債は負担が少くないとのイリュージョンが財政支出に与える影響に留意する必要がある。 ○ 公債発行による将来世代の負担増は、将来世代の活力を削ぎ、経済発展にマイナスとなりかねないとの問題もある。 	<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 均衡財政は必ずしも十分な制度ではないが、均衡財政に向けて合意ができることから適切な財政運営が望まれる。……歳出の拡大が常に国民の判断でチェックされるような制度が望ましいわけであり、国債発行や自然増収に依存した財政は国民の財政感覚による運営となって、民主主義国としては不適当な構造。 (「入門現代日本財政論」吉田和男著) ○ 公債発行により短期的に景気を刺激しても、発行した公債に係る利払費の支払の際には、利払費が税収で調達されることにより平均的貯蓄率の者の可処分所得を押し下げ、その時点で景気を押し下げ下げ効果を有する。 (野村総合研究所主任研究員・リチャード・クーク氏)
<p>【特例公債について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特例公債は世代間の負担を平坦化するという観点からも問題である。 ○ 経常的な経費を賄う特例公債は、発行を認められるべきではなく、発行されても1～3年で償還されるべき。 	 <ul style="list-style-type: none"> ○ 財制審「平成4年度予算の編成に関する建議」(3.12.20) (抜粋) 「特例公債を発行するということは、経常的経費は経常的収入で賄うという基本原則に反するものである。かつ、社会資本という形で後世代に資産を残さず、他方で利払費等の負担だけを残すこととなり、負担の公平という観点から、ひととたつた特例公債を発行すること、歳出増加圧力に対する歯止めがなくなり、財政状況の急速な悪化への道を聞くことになりかねない。昭和50年度補正予算で特例公債を発行して以来、特例公債の発行なしに予算を編成するに至るまで実に15年の年月と並々ならぬ努力を要したことを想起すべきである。」

【論点と意見】	【参考】
<p>〔建設公債について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設公債は、社会資本整備などを通じ、現存世代のみならず、将来世代にも受益をもたらすことから、その発行には正当性、合理性がある。 ○ 現在、建設公債発行対象経費のほぼ100%を建設公債で賄っており、これはあるべき姿ではない。 ○ 政治プロセスに参加できない20才未満の人達、あるいは将来世代は、自らには関与しないところで財政支出が決定され、自らの負担が決まってしまう、資源をいらぬものに使われてしまうというリスクがある。 ○ 建設公債の償還年限を、耐用年数の半分位とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財制審「平成2年度特別公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方についての報告」(2.31) (抜粋) 「特別公債発行以来現在まで懸けられてきた社会資本整備の財源として一杯一杯発行することは、財政法が、歳出は税財源で賄うべきであるという非募債主義の原則を採っていることとの関連で決して正常なものとは言えないばかりか、次のような問題がある。(国民の負担感が税に比して希薄であるため、結果的に歳出全体の規模の拡大につながる危険性があること、財政が景気調整機能を発揮出来なくなること等を指摘した上で) 社会資本整備については、……その後の経済・社会の急速な変化により当初見込まれていた需要に達しないといったリスクや技術革新により陳腐化してしまったりリスク等社会資本固有の性格と関連した問題が存在する。社会資本整備の財源をすべて国債で賄う場合には、公共支出による社会資本整備に係るこうしたリスクをすべて後世代に残すこととなる。従って、世代間の公平という観点からこうしたリスクを後世代に残さないためには、裁量権を行使し、自らも社会資本の便益を受ける現世代が相当程度負担する、換言すれば、税財源による社会資本整備という考え方を導入することが適当と考えられる。」

(出所) 財政制度審議会基本問題小委員会 (第3回) 平成7年10月30日配付資料 (1) 「論点についてのメモ 平成7年10月30日 大蔵省 主計局」(財政制度審議会「平成7年度 財政制度審議会資料集 基本問題小委員会編」75-84ページ)。

8-145 財政制度審議会 基本問題小委員会 海外調査報告

平成7年11月

財政制度審議会基本問題小委員会では、他の先進国における財政政策のスタンスや公債発行のコストについての考え方等を調査するとの観点から、今般、下記のとおり海外調査を実施した。

本報告は、この調査結果をとりまとめたものである。

記

- ① 欧州 日程：1995年11月6～14日
出張者：石 弘光 委員長、
本間 正明 委員
訪問先：英 国)
大蔵省
国民経済社会調査研究
所
ナットウエスト銀行
ド イ ツ)
ケルン大学
連邦大蔵省
フ ラ ンス)
パリ国立銀行
経済・財政省
パリバ銀行
スウェーデン)
スヴェンスカ・ハンデ
ルス銀行
大蔵省
- ② 米国 日程：1995年11月8～9日
出張者：藤井 直樹 委員
訪問先：CATO研究所
大統領府行政管理予算局
ブルッキングス研究所

1. はじめに

今回訪問した各国とも、それぞれ国をあげて財政の健全化に取り組んでいる。これは、財政赤字削減、財政健全化の必要性が、今や国際的に共通の認識となっていることを反映している。

例えば、さる10月に発表されたG7ステートメントにおいては、「大臣及び総裁は、それぞれの国において、貯蓄を促進し、よ

り高い投資水準を支え、長期の成長見通しを向上させるために、中期的に更に大幅な財政赤字削減が不可欠であることを強調した。」とされているところである。

また、G10蔵相・中央銀行総裁会合に提出された『貯蓄、投資及び実質金利』の研究においては、1960年代からの経済指標の分析の上に立ち、「財政赤字の削減は、国内貯蓄を確実に高め、利子率を低下する方向に働き、持続的な成長のために不可欠」という趣旨のことを述べている。なお、このG10の研究においては、今後の人口高齢化により年金・医療支出が増大する前に、公的債務残高の水準を下げる必要があるとした上で、日本については、2005年頃以降に公的部門及び民間両方の貯蓄が相当減少することが予想されるとの見方が示されている。

2. 米国及び欧州が財政健全化に取り組んでいる背景

(1) 米国

1980年代以降の米国は、いわゆる「双子の赤字」が経済の不安定要因との認識が一般となった。このため、財政赤字を削減することにより、高金利や民間投資のクラウディング・アウトを避けることが不可欠と認識されるに到っている。

このような中で、現行の制度を前提として各世代の受益・負担を推計する世代会計の考え方が注目されてきている。大統領予算教書に示された世代会計の試算によると、現在の財政構造のままでは、将来世代の負担が、現世代よりも相当程度増えることが明らかとなっており、クリントン大統領は、「子供たちから債務の負担を取り除き、将来に投資するための資金をより多く確保すべく、財政収支を均衡させなければならない」と述べている。

現在、クリントン政権と共和党議会との間では、財政を最終的に均衡させるという方向については一致しているが、その具体策、いつまでに均衡させるか等について、来年の大統領選をにらんで、激しいせめぎあいが行われており、ついには予算の空白期間を招くほどの事態となっている。

(2) 欧州

EU諸国は、マーストリヒト条約において定められた経済・通貨統合に参加する条件の一つとして、財政規律を保持しなければならないこととなっている。つまり、経済・通貨統合の最終段階（為替レートを固定化し、単一通貨を実現する段階）に移行するためには、参加各国は地方政府等を含めた累積の債務残高（グロス）をGDP比60%以下に、毎年の財政赤字をGDP比3%以下に抑えることが条件の中に入れてある。

マーストリヒト条約にこのような条件が盛り込まれたのは、財政赤字の拡大は、為替の攪乱要因になるというだけでなく、マーケットの厳しい評価の反映である金利の上昇を通じて、投資を減少させ、中長期的な経済成長の阻害要因になるとの共通の認識によるものである。

実際問題として、マーケットの動きは財政赤字を削減させる方向での強い圧力として作用している。例えば、94年のスウェーデンにおいては、極めて高い水準の財政赤字に懸念した国内最大の生保会社が公債の購入を見送ることとしたため、金利が1%ポイント上昇し、政府に財政赤字の削減を強いる方向に働いた。

また、拡張的な財政政策は、財政の硬化につながるほか、物価上昇をもたらす恐れもあり、特にドイツにおいては、急激なインフレにより経済へ大きな悪影響が生じたという過去の経験から、官民とも財政赤字の拡大に対して大きな抵抗感があるとのことであった。

3. 政府の対応

今回の調査で印象深かったのは、各国政府が強い意志をもって財政の健全化に取り組んでいることである。多くの国においては国民の支持ないしは理解の下、政治が確固たる信念を持ち、トップ・ダウン方式で財政健全化に取り組んでいる。また、スウェーデンのように、国民全般の支持が必ずしも十分に得られていない国であっても、議会の支持を取り付けつつ、財政赤字削減に積極的に取り組んでいる。

米国においては、後述するように議会に

おいて財政収支の均衡を目指して議論が行われているが、政府においても、2004年までに財政赤字をゼロとすることを目指した計画を6月に発表している。

欧州においても、英国については、1993年以来、各省から概算要求の後に公的支出の総枠の上限について閣議決定を行い、予算をこの枠内に抑制するべく主要閣僚からなる会合を通じ折衝を行うという制度を導入し、歳出の削減に努めている。

ドイツにおいては、旧東ドイツ地域支援と景気停滞のために悪化した財政を建て直し、2000年までに地方政府等を含む政府規模の対GDP比を東ドイツ統一前の水準に戻すため、連帯付加税の導入などの増税や社会保障関係費の抑制等の歳出削減が実施されており、96年度予算案は、43年振りに対前年度比減の予算案となっている。

フランスにおいては、財政赤字を縮小することが経済発展、雇用確保の土台となるとの認識の下、減税の公約を棚上げにして、財政赤字の削減を最優先課題と位置付けている。今後も、社会保障制度の改革、公務員給与の抑制などを行うことにより、地方政府等を含めた財政赤字の対GDP比を、95年度5%、96年度4%、97年度3%と、毎年1%ずつ引き下げていくとしている。

スウェーデンにおいては、財政赤字削減に加え、社会保障の充実をも公約に掲げて政権を獲得した社民党が、公約違反との批判を受けながらも、傷病手当、失業手当等の社会保障給付の削減や、所得税の一時的増税などの財政赤字削減策を講じている。また、97年1月には、給付と負担のあり方の見直しを含めた年金制度改革を予定している。

なお、米国、英国、ドイツ、フランスとも、政府の予算編成過程は、閣僚を除くと与党の議員に対しても非公開とのことであり、利益団体の働きかけのために予算の思い切った見直しが困難であるといった事情は少ないように思われた。

4. 議会での議論

今回調査した各国においては、財政赤字削減の必要性は、与野党を問わず議会のコンセンサスとなっているとのことであった。

ただし、財政赤字削減の具体的方策、取り進めのスピード等については議会における論点となっている。

米国では、議会が予算法案の提出権を有しているが、93年包括財政調整法(OBRA93)において、①裁量的経費の上限の設定(これを上回れば全体の予算を一律削減)、②義務的経費のPay-as-you-goの原則(新たな義務的経費の設定又は減税には、増税もしくは歳出削減による、それに見合った財源が必要)という2つの制限が設けられており、これらの制限の下で制度の根本にまで遡った見直しが行われている。最近においては、共和党主導の下、2002年までの7年間で財政収支の均衡を目指す財政調整法案の審議がなされ、医療保険制度といったハードコアにまで踏み込んだ具体案を巡って激しい議論が行われている。

英国においては、与党保守党と程度の差はあるものの、野党である労働党も「現状より赤字の少ない予算」を主張するようになってきている。なお、内閣の決めた予算案が、議会において修正されることはほとんどないとのことであった。

ドイツにおいても、与党のキリスト教民主同盟、野党の社会民主党ともに、財政赤字削減を最優先の課題として掲げており、赤字縮減のために社会保障をどう取り扱うかという点が議論されている。

フランス議会においても財政赤字削減の重要性への認識は高まっており、96年度予算の審議過程では、初めて議会側から進んで歳出削減提案を行うほどになっている。

スウェーデンにおいても、1994年に保守・中道勢力による連立与党から社民党に政権交代が行われた後も、引き続き財政赤字削減を優先させた政策が議会で認められている。

5. 景気対策及び経済成長と財政政策

米国、ドイツ、フランスにおいては、過去の一時期、景気対策としてケインズの財政政策をとった時期があったが(米国における1960年代、ドイツにおける1960年代半ば、フランスにおける1970年代半ば及び1980年代初頭)、このような政策は、結局は、中長期的な経済成長をもたらすものではな

く、むしろ、財政赤字の累積を通じ、民間の資金を吸収することにより、経済成長のために必要な民間投資を減少させることとなると認識されるに至っており、現在では、ケインズの積極的財政政策はとられていないとのことであった。

※ 英国、ドイツ、フランス等の諸国では、むしろ景気後退期にはその原因となっている構造的な問題を解決しようとのスタンスである。

米国では、膨大な財政赤字の削減が優先課題とのことであり、また、景気変動の周期が短いことから財政政策を実施しようとしても時宜を失すとの認識もあることから、景気対策は金融政策によるとの認識が一般的である。むしろ、財政赤字を削減することにより、民間の投資を損なわないようにすることが重要であり、実際、93年包括財政調整法(OBRA93)が成立してから、金利の低下や設備投資の増加など経済が良好な動きをしているとのことだった。

英国においては、経済政策の目標は、作為的に短期的な経済刺激策をとることではなく、政府の規模を抑え、税負担を軽くすることにより、競争を喚起して、民間企業の成長のための経済的環境を整えることであるとされている。ただし、現在英国は、1988~92年の不況期における失業給付を中心とする相当の赤字拡大に直面しており、その後の今の好況時をとらえて、緊縮的財政政策を採用している。これをケインズの財政政策と言え、そう言えようとの指摘があった。なお、ケインズと一緒に仕事をした人の話として、ケインズ自身は財政赤字を出すことは嫌っていたとのコメントがあった。

ドイツにおいては、景気後退期にも、歳出削減を通じて財政再建を図り、その分だけ、政府から民間へという形の資源配分の是正を行い、民間投資が拡大する余地を広げようとするのが基本であり、景気対策は構造的な政策が中心である。これは、短期的な政策で雇用を創出しても、構造的な問題に着手しないかぎり、効果は長く続かないとの考えによるものであるとのことであ

た。

フランスも、今や財政赤字拡大の抑制が、唯一経済の再活性化を可能にするとの認識を持つに至っており、最近では、90年代初めの不況期に景気対策を行った時も、歳入増及び他の歳出削減が対策額を上回る形で経済対策を行っており、いわゆるケインズの経済政策はとられていない。

次に、経済成長と財政政策という観点から見ると、各国とも中長期的な成長のために、健全財政を目指しているのが現状である。マンデル・フレミング・モデルが適用できる世界では、金融市場が国際的に自由化されている場合には、小国経済においては、財政面での景気刺激策は輸入の増大をもたらすだけであり、効果がないとされている。今回調査した中でも、英国、フランスなどにおいては、拡張的財政政策の効果は相当程度減殺され、拡張的財政政策は財政赤字を膨らませる以外の効果は実証的にもほとんど見受けられなかったとの指摘があった。

6. 産業フロンティア開拓と財政政策

今回の調査において、欧州においては、産業フロンティア開拓という形で、特段に優遇して予算を配分している国はなかった。

この背景にある考え方を整理すると、次のようなものであった。

- ① そもそも民間企業は自らのリスクで行動すべきという認識がなされている。また、どのような分野が産業フロンティアに当たるのかを政府が判断することは、極めて困難と考えられている。
- ② 政府が行うべき施策は、民間の自由な発想を生かせるような規制緩和を進めること、及び、財政赤字を削減して、民間部門が使用できる資金をより多くすることであると考えられている。

例えば、ドイツ、スウェーデンにおいては、産業フロンティア開拓のためにといった要求があっても、政府としては財政赤字の削減を優先させるのが適当であり、民間部門の自助努力に任せるしかないとのことであった。

フランスにおいては、大前提として財政

赤字の削減があるとしつつ、産業フロンティア開拓は、優先順位の選択の問題の一つであり、財源の手当ての目安をつけた上で提案がなされた場合には、その中身を吟味していくとの話があった。

米国においては、現在、日本に習うという形で技術開発に予算を振り向けるようにしているとのことであったが、ゴア副大統領の提唱した情報通信のいわゆるスーパー・ハイウェイ構想には、議会の反対により公的資金の導入は全く行われていない。高度情報化のような分野については、規制緩和のほうがむしろ重要との認識があるものと思われた。

いずれにしても、何かというとすぐに財政に支援を求め、総花的な予算要求がなされるという感じは、いずれの国においてもうかがわれなかった。

7. 公共投資と公債発行

財政赤字によるクラウディング・アウトの弊害を心配している国々では、不況期にも、公債発行により民間資金を吸い上げ、公共投資に回すというような政策は取っておらず、基本的にはそれぞれの年度の税収の範囲内で公共投資を行うべきとの考え方があった。

ドイツにおいては、旧東ドイツ地域のインフラ整備のため、巨額の資金需要が生じており、これをやむをえず公債発行によりまかなっているとのことであったが、併せて厳しい歳出削減や増税等を行っており、安易に後世代に負担を残す公債発行に頼ってはいけないとの認識であった。

8. 利払費と建設公債

各国とも、利払費の増大は財政政策の余地を狭めるといふ問題を有しており、そのためにも債務残高を減少させなければならないという認識であった。なお、債務残高の増大は、利子率の上昇を招き、それにより利払費が一層増大し財政状況の悪化が一層進むという悪循環に陥るとの認識は、前出のG10レポートにも示されているところである。

建設公債原則については、同様の制度を持つドイツのほか、スウェーデンなどにお

いては、ひとつの財政赤字の歯止め策として一定の理解はあった。しかしながら、投資的経費のための赤字も経常的経費の赤字も財政赤字に変わりがなく、逆にこれらを区分することにより、建設公債の歯止めのない発行を正当化してしまう恐れがあるのではないか、財政目標としては財政赤字を全体としてとらえる方が適当ではないか、との指摘もあった。

9. 財政健全化のためにとられている措置

各国とも、何らかの形で厳しい概算要求基準等の設定を行っている他、その後の予算編成プロセスにおいても、歳出削減のための様々な努力を行っている。

まず、予算要求の段階から見ると、米国及びフランスにおいては、大統領又は首相が概算要求基準を設定し、英国及びドイツにおいては、前年度に作成した中期的な財政見通し等が、実質的な概算要求基準として一定の機能を果している。

また、その後の査定段階において、英国のように、関係閣僚による会議を頻繁に開催して各省との調整を行ったり、議会での審議段階においても、米国のように、歳出予算法案の合計額が予め定めた予算規模を上回る時は、一律削減を課すといった、いわば出口段階でのシーリングを課すといったような制度がある。

あるいは、米国においては、社会保障制度の大きな柱の一つである医療費の削減について厳しい論争が行われている。また、スウェーデンにおいては、1996年春には地方政府を含めた支出に上限を設けること及び、中央政府から地方政府への補助金も名目ベースで一定額にすることを検討中とのことであった。

このように、各国で歳出削減のために、様々な努力が行われている。

更に、ドイツにおける郵便電電事業、フランスにおけるパリ国立銀行の民営化のような努力も行われている。

10. おわりに

今回の欧米諸国への調査において強く感じたのは、財政政策も時代によって変化してきていること、及び、今回調査対象とした国々が財政健全化に向けて強い意志を

もって取り組んでいることであった。

社会・経済をいかにうまく運営していくかが、現代の財政に課せられた大きな課題である。そのような期待を担ってこれまで欧米諸国において、ケインズ政策やレーガノミックス、更には他の先進諸国が緊縮財政に転じた時期に唯一実施されたミッテラン・フランス大統領の積極財政政策などが行われてきた。これらの政策は、それぞれの局面において、一定の成果はあったと思われる。しかしながら、後世の国民には巨額の財政赤字を残し、その財政赤字が民間活力を削いで、中長期的なインフレなき成長を脅かしているというのが、今や欧米各国共通の認識である。今回訪問したいずれの国においても、今後の高齢化社会において経済を活性化させていくためには、早急に財政の健全化が必要との幅広い認識が生まれてきているように思われる。

財政赤字の弊害としては、①財政の対応力を損なうこと、②金利上昇とクラウドディング・アウト、③インフレの招来、④為替への悪影響、⑤（欧州の特殊事情であるが）マーストリヒト条約の条件を達成できないこと、⑥世代間の不公平といった問題が意識されている。このうち、クラウドディング・アウトと為替への悪影響については、過剰貯蓄の存在する我が国においては、現時点で顕在化するに至っていないが、G10レポートが示しているようにベビー・ブーム世代が退職する2005年以降顕著に我が国の貯蓄率が低下するとすれば、すでに巨額の財政赤字を抱えている我が国の経済の足を引っ張る危険性が高いことが憂慮される場所である。また、世代間の公平についても、我が国においては、まだまだ認識されているとは言えないが、本年の経済白書は、将来世代の負担（一世帯当たり）が現世代よりも1,300万円も重いとの試算を示しているところである。

最後に、財政健全化という場合、EUのマーストリヒト条約を始めとして、今回訪問した英国、ドイツ、フランス、スウェーデンでは、地方政府等を含め、赤字を対GDP比で削減するとの議論が行われている。我が国としても、今後、国・地方を通じた

財政の健全化について真剣な議論が必要と思われる。

現在の我が国の財政状況は、今回調査を行った国々以上に悪化しており、また、人口の高齢化についても、これらの国より我が国の方が今後急速に進展していくと見込

まれている。このような状況下で、今回調査した欧米各国の例を参考としつつ、財政赤字の経済に対する悪影響について検討を行い、一刻も早く財政健全化に向けた国民の合意形成を図っていく必要があると考えられる。

(参考1)

各国の財政健全化の現状

米 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2002年又は2004年までに財政赤字を解消することを目指している。 ・ 93年包括財政調整法 (OBRA93)の成立による増税、国防費等の歳出削減に加え、景気回復に伴う増収もあって、95年度の赤字は1,638億ドルとピーク時 (92年度 2,904億ドル) より大幅に改善している。
英 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期的に財政の均衡を図ることを目標に、毎年の新限度額 (公的支出から限られた事項 [利払費、失業手当等] を除いた額) の伸び率を実質1.5%以下に抑えることとしている。 ・ 94、95年度と2年度にわたり相当程度の増税を実施するとともに、公的支出額の削減を行うことにより財政赤字額は減少し始めている。
ド イ ツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2000年までに地方政府等を含めた政府規模のGDP比を東ドイツ統一前の水準 (約46%) に戻すため、増税や歳出削減が実施されている。 ・ 96年度予算案は、43年振りに対前年度減のものとなっている。
フ ラ ンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減税の公約を棚上げにして、財政赤字の削減に取り組んでおり、地方政府等を含めた財政赤字のGDP比を95年度5%、96年度4%、97年度3%と縮小することとしている。 ・ これまでも付加価値税の2%増税、国有企業民営化等を行っており、96年度予算案でも、公務員給与凍結等財政赤字削減策を進めることとしている。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後4年間で地方政府等を含めた財政赤字をGDP比で7.5%削減し、98年までに財政を均衡させるとしている。 ・ 政権党である社民党は、自らの支持率を低下させながらも、所得税の引き上げや社会保障給付の削減等による財政赤字削減策を進めている。

(参考2)

調査各国の財政の姿（支出の分類）

		国内総生産比						合計 (一般政府) 総支出)	(参考) 国 及び地方の 財政収支※
		一般政府 最終消費 支出	一般政府 総固定 資本形成	社会 保障 移 転	その他	うち			
						利払費			
日 本	1975	10.0	5.3	7.8	3.6	1.2	26.7	▲ 6.1	
	1993	9.6	6.7	12.3	6.0	3.7	34.6	▲ 7.6	
米 国	1975	18.6	2.1	11.1	1.3	2.4	33.1	▲ 3.3	
	1993	17.1	1.6	13.2	4.2	4.6	36.2	▲ 2.8	
英 国	1975	22.0	4.7	9.9	8.6	3.9	45.3	▲ 5.6	
	1993	22.0	1.8	14.6	6.1	2.9	44.6	▲ 6.7	
ドイツ	1975	20.5	3.6	17.6	6.6	1.3	48.3	▲ 5.4	
	1993	17.8	2.2	15.8	12.6	3.2	48.4	▲ 3.1	
フランス	1975	16.8	3.7	17.4	5.7	1.2	43.4	▲ 2.8	
	1993	19.3	3.6	23.6	6.3	3.6	52.8	▲ 4.5	
スウェーデン	1975	23.8	4.3	14.2	5.5	2.2	47.8	▲ 1.1	
	1993	28.0	3.1	25.2	16.2	6.4	72.4	▲15.6	

(出典) 日本：国民経済計算年報、諸外国：OECD/National Accounts

(注) 1. 日本は年度、諸外国は暦年ベース。

2. 一般政府とは、国・地方及び社会保障基金といった政府あるいは政府の代行的性格の強いものの総体。(独立の運営主体となっている公的企業を除く。)
3. 一般政府総支出は、経常支出と純資本支出の合計である。
4. その他は、利払費、土地購入(純)、補助金等である。
5. ドイツの数値は、旧西ドイツのものである。
6. ※ 国及び地方の財政収支に関しては、日本及び米国の欄の下段の数値は、1995年の見込値(OECD/エコノミック・アウトルックによる。)

(参考3)

調査各国の財政の姿（各部門別の比較）

1993	国内総生産比				地方政府 —— 中央政府	備考
	中央政府 総支出	地方政府 (州含む) 総支出	社会保障基金 総支出	合計 (一般政府) 総支出		
日本	7.0 (16.7)	16.4 (14.7)	11.1 (11.2)	34.6	2.35	
米国	13.7 (17.4)	14.4 (14.4)	8.3 (8.3)	36.2	1.06	
英国	27.7 (36.7)	10.8 (10.8)	6.7 (7.4)	44.6	0.39	
ドイツ	13.3 (17.4)	15.6 (17.8)	19.5 (19.6)	48.4	1.18	
フランス	21.1 (23.0)	7.8 (7.9)	23.8 (24.1)	52.8	0.37	
スウェーデン	34.6 (40.4)	24.1 (24.6)	13.7 (12.3)	72.4	0.69	

(出典) 日本：国民経済計算年報、諸外国：OECD/National Accounts

(注) 1. 日本は年度、諸外国は暦年ベース。

2. 一般政府とは、国・地方及び社会保障基金といった政府あるいは政府の代行的性格の強いものの総体。(独立の運営主体となっている公的企業を除く。)
3. 総支出は経常支出と純資本支出の合計であり、政府の各部門の総支出からは、他の政府部門への移転等は除いている。()内は、他の政府部門への移転等も含めた値である。
4. ドイツの数値は、旧西ドイツのものである。また、地方政府総支出の値は、州政府と市町村の値を単純に合計したものであり、政府部門間の移転を含めた値では重複があるものと考えられる。

(参考 4)

各国の経済・財政指標の推移

年度	国内総生産 名目伸率	生産 実質伸率	歳出(国) (政府予算) 伸率	財政収支(国)		国・地方の 財政収支 (GDP比)	グロス 債務残高 (GDP比)	消費者 物価上昇率	失業率	公定歩合	為替 レート (対ドル)	備考
				(政府予算) (ベース)	公債依存度 GDP比							
90	4,388.672	5.6	682,368	96	▲55,932	▲1.3	69.8	3.3	6.00	144.8		
91	4,639.418	3.1	703,474	62	▲53,430	▲1.2	67.7	2.8	4.50	134.5		
92	4,727.481	1.9	722,180	2.7	▲72,820	▲1.5	71.2	1.6	3.25	126.7		
93	4,764.073	0.8	723,548	0.2	▲81,300	▲1.7	75.1	1.2	2.6	111.2		
94	4,683.014		730,817	1.0	▲136,430	▲2.9	81.7	0.4	1.75	102.2		
95	4,928.000		709,871	▲2.9	▲25,980	▲2.6	85.9		1.75			
90	55,461	5.6	11,604	6.0	▲925	▲3.5	88.6	5.4	6.50	1,000		
91	57,248	3.2	12,333	6.3	▲631	▲1.1	89.3	4.2	3.50	1,000		
92	60,202	5.2	14,459	17.2	▲2,809	▲1.7	92.5	3.0	3.00	1,000		
93	63,433	5.4	15,153	4.8	▲3,499	▲2.1	94.3	3.0	3.00	1,000		
94	67,384	6.2	15,133	0.0	▲2,641	▲3.9	96.3	2.6	4.75	1,000		
95			15,189	0.2	▲1,651		63.0					
90	556,759	5.9	138,655	19.2	▲1,658	▲1.2	35.0	9.5	14.00	0.563		
91	580,751	4.3	155,475	12.1	▲1,271.3	▲2.2	35.5	5.9	10.50	0.567		
92	604,808	4.1	184,548	18.7	▲35,209	▲5.8	41.4	3.7	7.00	0.570		
93	638,993	5.7	202,680	9.8	▲56,492	▲8.8	47.4	1.6	5.50	0.666		
94	677,256	6.0	208,319	3.9	▲41,814	▲6.2	51.6	2.4	6.25	0.653		
95			208,147	▲0.1		▲2.8	63.0					
90	2,426,000	9.1	301,350	4.6	▲34,570	▲1.4	43.4	2.7	6.00	1,616		
91	2,647,600	9.1	399,700	32.6	▲70,555	▲2.7	42.7	3.3	8.00	1,659		
92	2,813,000	6.2	422,560	5.7	▲50,912	▲1.8	47.3	4.0	8.25	1,562		
93	2,853,700	1.4	435,650	3.1	▲38,900	▲1.4	51.8	4.2	5.75	1,623		
94	2,977,000	4.3	478,400	9.8	▲68,050	▲2.5	54.6	3.0	4.50	1,623		
95			484,660	1.3	▲69,335	▲2.3	62.5					
90	6,509,488	5.7	1,218,486	5.7	▲91,030	▲1.4	40.1	3.4	9.25	5,446		
91	6,776,231	4.1	1,267,641	4.0	▲69,876	▲1.0	41.1	3.2	9.5	5,641		
92	7,010,540	3.5	1,317,538	3.9	▲76,713	▲1.1	45.6	2.4	9.10	5,294		
93	7,082,790	1.0	1,367,232	3.8	▲156,987	▲2.2	52.9	2.1	6.20	5,662		
94	7,378,100	4.2	1,427,029	4.4	▲273,246	▲3.8	56.8	1.7	5.00	5,552		
95			1,468,141	2.9	▲259,457	▲3.0	59.5					
90	13,599	10.3	3,981	1.39	34	▲0.8	44.4	10.5	11.50	5,918		
91	14,473	6.4	4,380	1.0	▲345	▲2.4	53.7	2.9	8.00	6,045		
92	14,417	▲0.4	4,785	9.2	▲808	▲5.6	69.8	2.3	5.3	5,824		
93	14,422	0.0	5,655	18.2	▲1,878	▲13.0	74.6	4.6	5.00	7,785		
94	15,170	5.1	5,540	▲2.0	▲1,771	▲11.7	79.4	2.2	7.00	7,716		
95			5,863	5.8	▲1,920		84.5					

(出典) 各国資料、OECD/National Accounts、OECD/Economic Outlook、IMF/International Financial Statistics

(注) ・「歳出(国)」及び「財政収支(国)」については、各国ともコア・パッケージ(日本の一般会計に相当する部分)であり、政府予算ベース(ただし、英国の財政収支及び93年度までのスウェーデンの値は決算、スウェーデンの94年度以降の値は見直し)。
 ・「国・地方の財政収支(GDP比)」については、年金について賦課方式をとっている英、独、仏については、社会保障基金の収支も含んでいる。
 ・「グロス債務残高(GDP比)」については、国、地方、社会保障基金を含んだベース。
 ・「予算関連計数(歳出、財政収支)及びGDPについては会計年度(日・英：4月～翌年3月、米：前年10月～9月、独・仏・暦年)、その他は暦年ベース(但し日本の消費者物価上昇率、失業率は会計年度)。
 ・日本のGDPについては、1993年度までは1990年基準による。
 ・イギリスの公定歩合は、大手商業銀行の基準貸出金利による。フランスの公定歩合は、仏銀行の市場介入金利を掲げている。
 ・ドイツの国民経済計算ベースの計数は旧西独地域のもの。90年以降の予算関連計数(歳出、税収等、財政収支)は、全ドイツベース。

(別紙1)

海外調査報告(英国)

訪問先:大蔵省(1995年11月6日)

国民経済社会調査研究所

(1995年11月6日)

ナットウェスト銀行

(1995年11月6日)

1. 英国における財政政策の概況

メージャー現政権は財政赤字を減らすことを公約にしており、このため、公的支出から限られた事項(利払費、失業手当等景気循環に左右される社会保障費等)を除いた額を対象とする新限度額("New Control Total")を1993年度予算から導入し、その総額の実質伸率を1.5%以下とするという相当思い切った目標を設け、最終的には1990年代終わりまでには財政を均衡させることを目指している。

このような財政健全化路線は、1979年に成立したサッチャー政権以来のものである。同政権は、従来の歳出の拡大が、税負担増大による経済活動へのインセンティブの減殺、政府借入増大による市中金利の上昇、インフレによる労使対立等をもたらし、英国経済の長期的低迷の根本原因をなしてきたとの認識のもとに、①インフレの抑制、②公共部門の守備範囲の縮小、③民間部門の活力回復を経済運営の基本方針とした。

その後、1980年代後半において長期間の不況に突入し、その中で、税収の下落、失業手当等の支出の増大を招き、黒字財政(87~89年)から赤字財政になるに至っており、1993年度には地方政府等を含めた財政赤字のGDP比率が7%まで悪化した。

ラモント蔵相は、1993年度財政演説において、「健全財政こそ経済の持続的回復にとって重要であり、今後とも財政の健全性を図っていくことが重要であり、政府の目標はあくまで中期的に財政の均衡を図ることにある。」とし、財政健全化が経済回復に重要であることを指摘している。また、翌年、クラーク蔵相も、1994年度財政演説において、「政府の経

済政策の目標は持続的な経済成長とより高い生活水準の実現を図ることにあり、財政金融政策の運営に当たっては低インフレと健全財政の達成を目指すことにある。」とし、英国政府は財政健全化に財政政策の主眼を置くスタンスを堅持している。このようなスタンスのもと、英国政府は、①94年度、95年度の2年度にわたり、相当程度の増税を実施し、②過大な潜在成長率を見込んでいた以前の公的支出計画を見直し、公的支出額を削減するとの方針がとられているとのものであった。

現在は、これらの施策が効果を挙げ、財政赤字額は減少し始めている。

2. 財政健全化に取り組んでいる背景

(1) 国民の理解

国民は政府の財政赤字がいずれは自分達に課される税金となって跳ね返ってくることを理解しているとのことであった。

また、市場は無責任な財政政策には反対であり、そのような政策がとられれば、市場は即座に金利の上昇という形で反応するだろうとの指摘があった。

(2) 政治的事情

与野党を問わず、閣僚級の政治家の価値判断の中において財政に規律が必要であることについてはコンセンサスが形成され、地方政府等を含めた財政赤字が対GDP比6%から7%もあるのは大きすぎるということは政府の共通の認識であり、財政赤字を何とかしなければならぬという確固たる政治的な意思が根底にあるとのことであった。

実際に、現在、政権にある保守党は、景気低迷時に減税を講じることを可能とする財政状況をつくるためにも公的支出をコントロールしているとの冷めた見方もある中で財政赤字の削減に正面から取り組んでおり、また、野党である労働党も、「現状より赤字の少ない予算を」ということを主張するようになってきているとのことである。

なお、議員は党幹部である首相以下内閣の決めたことによほどのことがない限り反対できないという事情があることも

あり、内閣の決めた予算が、議会において修正されることはほとんどないとのことであった。

(3) 国際的事情

英国においても不況時に財政の出勤を求める声は起こらないでもないが、欧州においては、マーストリヒト条約に定められている経済・通貨統合に加わる際の条件が制約要因として効いているとのことであり、このような理由からも財政健全化に取り組まざるを得ない状況にあるものと考えられる。

3. 景気対策及び経済成長と財政政策

(1) 景気対策と財政政策

景気対策と財政政策の関係については、最近の景気後退局面においてのラモント蔵相の1992年度財政演説では、「経済政策の目標は、作為的に短期的な経済刺激策をとることではなく、政府の規模を抑え、税負担を軽くすることにより、競争を喚起し、民間企業の成長のための経済的環境を整えることにある。」とされている。

したがって、英国では、不況期において、「公共投資又は公的部門の恒常的拡大により景気回復を図ることは不適当なことであり、景気回復は私的部門により行われることによってのみ持続される。」(上記演説)とされ、「健全財政が経済の持続的回復にとって重要である。」(ラモント蔵相の1993年度財政演説)と考えられている。ちなみに、現政権は、今の好況時においては、財政を引き締めるという財政に対し責任ある態度で臨んでいるとのことであり、これをケインズの財政政策と言えば、そう言えよとの指摘があった。

さらに、英国はマンデル・フレミング・モデルの該当する小国経済であり、財政政策の効果は相当程度減殺され、過去の数値に着目した中立的なモデルを動かして実証分析をしてみても、拡張的財政政策は財政赤字を膨らませる以外の効果をほとんど示しておらず、英国経済の現状をみても、財政政策より金融政策が景気に効果があると考えられるとの認識

であった。

また、不況対策としての財政政策もケインズの量的拡大策ではなく不況の根本的な原因に対処するためのものである必要があり、人々が失業の心配から消費を手控えているときに減税をしても貯蓄にまわるだけであり無駄であるとの指摘があった。ちなみに、ケンブリッジでケインズと一緒に仕事をした人の話として、ケインズ自身は財政赤字を出すことを嫌っていたとのことであり、ケインズの政策というとき、ケインズは必ずしも財政政策のみを意味していなかったことも考えられるとの話があった。

このような中で、経済活動が市場原理に即応するように、市場分野の拡大、競争の促進、規制緩和、企業活動の環境整備といった構造的な政策を進めている。

注) 最近の景気低迷時においても、財政の出勤あるいは減税を求める声がおこらなくはなかつたので、税制上の措置等を講じているものの、例えば、住宅購入に係る印紙税の軽減を期間を限って認めるというように、一時的な措置にとどめたとのことだった。

また、1992年9月に欧州通貨制度(EMS(一定変動幅内の固定為替相場制度))をぬけるまで、金利を政策手段として用いることが制約され、不況時には財政政策(減税措置等)に頼らざるを得なかつたので、財政赤字の問題への対処が遅れた可能性があるとのことであり、それ以降は、変動為替相場制の下、金利を政策手段として用いることができるようになったので金融政策の裁量の余地が広がり、現在の英国のマクロ政策のスタンスについては、景気刺激、インフレ抑制等は金融政策が分担するとのことであった。

(2) 中長期的な経済成長と財政政策

中長期的な経済成長と財政政策の関係については、一国の貯蓄水準は、その国の将来の経済発展の基礎をなすものであるが、英国における民間部門の貯蓄水準は低すぎるため、英国では、財政赤字を削減し、公的部門が貯蓄する必要がある

との指摘があった。

また、財政赤字はインフレを招来するほか、国の信頼度を低下させるという問題があり、無責任な財政政策が行われれば、市場も金利の上昇という形で反応するため、実質金利の上昇に伴うクラウドディング・アウトが発生すると考えられている。

4. 産業フロンティア開拓と財政政策

英国では、従来から産業育成のための予算は極めて少なく、民間の研究開発、産業育成等には予算を付けておらず、特定の新しい業種を育成するという発想はないとのことであった。

また、これまで、業種横断的な中小企業支援のための措置を講ずることはあったということであるが、税制上の優遇措置で対応しており、直接予算を付けるというアプローチはとっておらず、そもそも、超音速旅客機コンコルドの失敗のことを考えても、何が経済発展フロンティアなのか判断することが難しいとのことであった。

要するに、英国でも経済発展フロンティアの開拓のために予算をという議論はあるが、英国政府としては民間部門のイニシアティブの活用をすべきで、予算で対応すべき問題ではないと考えていると思われる。

5. 公共投資と公債発行

不況時においてケインズ的な政策を採用した場合のコストを好況時の自然増収で賄えるかという問題については、経験則上賄えず、高齢化社会の問題もあり、不況時のコストを好況時の自然増収で賄うとするのは慎重に考えるべきであるとの指摘があった。

また、公債発行による財政支出のコスト（将来世代の税負担の増加）の問題については、財政支出の内容が重要であり、短期的に景気を刺激するために用いられるのであれば、将来世代には税負担増以外は何も残らないであろうが、長期的にみても必要なインフラを整備するために用いられるのであれば、それなりに是認できるとの指摘もあった。

6. 利払費と建設公債

まず、利払費については、公債の累増による利払費の増大は財政政策の幅を狭める問題であり、また、イタリアの例があるように、公債残高の累増により、金利負担の増加が支出の増加要因となるといふ悪循環も発生するので、公債残高を一定の水準に収束させる必要があるとの指摘があった。

次に、建設公債については、建設公債と赤字公債の区別に否定的な観点から、そのような区分はかえって建設公債の歯止めなき膨張につながるのではないかと、経常的経費の増加であっても、例えば、教育関係費用の増加は将来世代の生産性向上につながり、ひいては経済にとってプラスであるとの指摘があった。

7. 財政健全化のためにとられている措置

(1) 新限度額の導入

英国では、公的支出から限られた事項（利払費、失業手当等景気循環に左右される社会保障費等）を除いた額を対象とする新限度額を1993年度予算から導入している。

これは、これまでの完全な積上げによる公的支出計画決定方式では公的支出の伸びを抑制しにくいという反省から、各省の概算要求後、新限度額の総額（インフレ率見通しを勘案した実質伸率を1.5%以下に抑えるというもの）をトップ・ダウンで設定することにより、公的支出の額を抑制していこうとするものである。好況時に財政を引き締めたり、不況時に財政の出動を抑えたりすることが可能なのは、このトップ・ダウン方式による予算編成過程が寄与するところが大きいと考えられている。

毎年6月に新限度額の総額が閣議決定されると、大蔵省と各省庁との交渉はこの枠内で進められる。新限度額の閣議決定以後から10月末にかけて、大蔵大臣を議長とする6名程度の主要大臣からなるニュー・キャビネット・コミッティが随時開かれ、更に、予算要求側の省庁の大臣による大蔵大臣との相対での折衝を経て、予算を新限度額の枠内に納めるべく

更なる支出の絞込み、新限度額の配分の検討を行い、10月末を目処に、上記コミッティとしての省庁毎の配分案が決められ、最終的に全閣僚の出席する閣議に提出され、配分案が閣議決定される。新限度額の決定以降の過程は一切非公開で一般の議員は与党議員といえども参画しないとのことであり、予算編成は利益団体からの働きかけを原則として排除したところで行われている。なお、新限度額は3年間分について決定されることから、翌々年度の新限度額が次の年の実質的な概算要求基準になるものと思われる。

(2) 増税

課税ベースを拡大して納税回避の抜け道を塞ぎ、中期的な歳入増を実現するため、94、95年度には、個別間接税（揮発油税、たばこ税、ガソリン税、自動車重量税、ぶどう酒税等）、所得税（既婚夫婦控除、住宅ローン利子控除の税額控除の見直し、個人課税の基礎控除等）等を増税している、これらの増税や景気の回復に伴う税収増により94年度から95年度にかけてGDPの1.5～2%程度の税収増を実現できたとのことであった。

(3) 歳出削減

構造的赤字の問題を解決するために、政策の優先順位に配慮しつつ、公共部門の支出を厳しくコントロール（公務員の給与及び政府機関の管理費の抑制、雇用の廃止といった行政組織改革、国防費の削減等）するとともに、社会保障費の増加を抑制（失業者の救済措置の一本化、障害者給付等の改革等）している。また、5年前前に比べて建設コストが25%強下がっていることから、より低コストでの道路ネットワークの整備を推進できるということで、たとえば、道路計画に関する投資を若干削減するといった歳出削減に努めている。

なお、これまででも相当程度公的支出を絞り込んできていることから、今後大きな削減をするためには、制度の根本に遡らなければ困難であるが、公的支出の削減が続くほど、国民の利害に直結するようになり抵抗が強くなり、他方で、増税

も過去2年間増税してきたわけであるから、現時点で増税することは政治的に現実的でないとの指摘もあった。

(別紙2)

海外調査報告（ドイツ）

訪問先：ケルン大学（1995年11月7日）

連邦大蔵省（ 〃 11月8日）

1. ドイツにおける財政政策の概況

ドイツにおいては、経済は民間企業の秩序ある競争によって成長を遂げるものであり、政府の役割は、民間の公正な競争が行われるよう市場の秩序を維持することであるとの考え方が強い。また、ドイツでは、両大戦の後の急激なインフレの経験から、官民ともにインフレに対する抵抗感が強く、このため、財政運営についてもインフレ抑制の姿勢が強く反映している。これまで、いずれの政権下においてもこのような背景の下、インフレを招来するおそれのある財政赤字は好ましくないと考えられており、財政の健全化が図られてきている。

現在のコール政権（保守・中道）は、発足（1982年）以来、1970年代における社会保障支出の拡大などによる構造的な財政赤字が経済のパフォーマンスを悪化させているとの認識の下、緊縮的な財政運営を行ってきている。

コール政権発足時からの財政政策の基本的なスタンスは、①増税なき財政再建（消費的支出や補助金の削減等により歳出の伸び率を名目経済成長率以下に抑制）、②財政再建の枠内での企業及び個人に対する税負担の緩和、③政府系企業の民営化などによる民間活力の重視と小さな政府の指向、の3点に要約される。

このような考え方の下、ドイツの財政赤字は着実に縮減されてきたが、90年のドイツ統一に伴う旧東ドイツ地域の復興支援の財政負担に加え、折しも91年の湾岸戦争に対する財政支援を行ったため、財政赤字は一時的に大幅に拡大した。しかしながら、91年以降の累次の増税などにより、旧東ドイツ地域に対する財政資金を確保する一方で、社会保障関係経費

をはじめとする歳出抑制を柱とした厳しい緊縮財政がとられ、大幅に拡大した財政赤字の縮減に努めている。このような中で、去る11月10日には、43年ぶりに対前年度減となる96年度予算案が連邦議会を通過し、現在連邦参議院において審議されているところである。

2. 財政健全化に取り組んでいる背景

(1) 国民の理解

ドイツにおいては伝統的に物価の安定を求める傾向が強く、これを損なうような政策は国民に許されないとのことであった。加えて、総じて戦後を通じて資産の蓄積が進んでおり、物価の安定を求めるドイツの伝統は今後ますます強くなるだろうとの指摘があった。

さらに、60年代にケインズ的な拡張的財政政策を行い財政赤字を拡大したことが二桁のインフレを招来し、そのため高率の賃上げを容認したとの経験から、ドイツ国民はそのような政策が中長期的に経済成長、生産性向上、技術革新につながらないことを学んだ、との指摘や、景気循環に対応した財政政策という簡単な考え方は時代遅れとなっているとの意見があった。

なお、歳出削減について、一般的な国民もその必要性を理解しつつあり、国民は「増税は問題だ、歳出削減は問題だ」としか言わない政治家にうんざりし始めているとの指摘があった。個別に金額を削減する場合には、既得権益側の反対活動も活発化し、例えば社会保障に手をつけようとするとの政治的にも非常にむずかしいだろうが、そのような局面ではマーストリヒト条約が説得の材料として役に立ち得るとの認識が示された。

(2) 政治的事情

財政赤字削減の必要性については、ドイツ国内の各層が認識しているところであり、与党のキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟(CDU/CSU)、野党の社会民主党(SPD)もともに財政赤字削減を最優先の課題として掲げており、財政赤字の縮減のために社会保障をどう取り扱うかという点が議論の対象となって

いる。政治家も将来世代が直面する問題として環境問題、人口の高齢化に伴う社会保障問題と並んで公的債務の問題を挙げるとのことであった。

赤字削減の手法については、増税または歳出削減の2つの方法があるが、ドイツでは伝統的に「小さな政府」が希求されながら、現実の国民負担率は50.8%(90年)(日本37.7%(95年))にもなっていること等により、増税よりも歳出削減が現実的と認識されている。

3. 景気対策及び経済成長と財政政策

いわゆるケインズ的な拡張的財政政策が行われたのは、深刻な景気後退に見舞われた65年、66年の予算(注)の一時期だけであり、その他の時期においては、拡張的な財政運営は行われていないとのことであった。これは、このときの政策に対する一般の評価が、放置していても回復した景気をいたずらに過熱させ、インフレを惹起しただけであり、実質成長にはあまり寄与しなかったという厳しいものであったからであるとの指摘がなされた。その後、ドイツにおいては、ケインズ的な政策の採用の是非が明示的に検討されたことはなく、景気後退期には、その原因となっている構造的な問題を解決しようとのスタンスをとってきているとのことである。

また、失業問題に関して、失業の大半は構造的な問題からくるものであり、これをケインズ的な政策で解決しようとするのは不適切であるとの指摘があった。注) なお、ドイツにおいては、1967年に「経済安定・成長促進法」が制定された。これは、66年下期から67年にかけて見舞われた本格的な景気後退を契機として、従来の金融政策中心の景気調整に変わって財政面からの景気調整手法の導入を意味するものであった。その中で景気調整の手法として掲げられているのが、①連邦保有公債の追加的償還または公債の追加的発行、②景気調整準備金の積み立てまたは取り崩し、③税額の10%の範囲内での所得税・法人税の時限的増減であった。

次に、中期的な経済成長と財政政策の関係については、ドイツにおいては、景気後退期においても、支出の拡大ではなく、歳出削減を通じての財政再建を図ることが目標とされている。これは、財政規模の拡大は資源配分が民間から政府へと移動することであり、歳出削減を通じて財政再建を進めることにより、政府から民間への資源配分の是正を行い、国際競争力を高める民間投資を拡大する余地を広げるべきとの考え方に基いている。この点については、インフレが抑制され実質成長率が順調であった80年代後半の時期は、財政の健全化に取り組んでいた時期であり、財政赤字が経済成長をもたらしたのではなく、逆に財政の健全化が経済成長をもたらしたのだという指摘があった。

4. 産業フロンティア開発と財政政策

ドイツにおいては、これまで特定の産業を育成するための予算措置は行ってきていないとのことであった。

このような対応の背景には、民間企業は自らのことは自らで面倒をみるべきという考え方、自らの創意工夫により儲かった時は自分の利益とし、困難に直面すると政府の助けを求めるということは「利益の私有化、損失の国有化」であり、おかしいとの考え方があるとの指摘があった。

また、旧東ドイツ地域に対する財政支援等によってただでさえ政府の規模が肥大化してきている今日、政府の役割を更に広げる余裕はない、そもそも何が将来有望な分野であるかを判断する能力が政府にあるとは思われないとの指摘があった。更に、政府がこのようなことを認めると、社会は既得権益の獲得を目指して相争う社会となってしまうとの懸念が表明されていた。

5. 公共投資と公債発行

ドイツでは、景気刺激策として公債発行によって民間資金を吸い上げ、公共投資に回すというような政策はとられていない。

ドイツ統一後、旧東ドイツ地域のインフラ整備のため巨額の資金需要が生じ、

これに対しては財政もやむなく公債発行で対応しているが、併せて連邦緊縮計画(93年5月)、成長強化・財政緊縮計画(93年6月)、成長と雇用創出のための行動計画(94年1月)(財政緊縮措置を盛り込んでいる)等を策定、実施する等の財政緊縮努力を行ってきた。また、投資的支出を聖域視することは不適当であり、投資的支出であっても、本当に必要なものかどうか中身を吟味する必要があるとの指摘があった。

6. 利払費と建設国債

ドイツでは建設公債原則が憲法において定められているが、これは財政放漫化に一定の歯止めをかける役割を担っているとのことであった。しかし、あまり厳格に考えると、建設公債ならよいというような安易な考えを生んでしまうとの指摘もあった。また、そもそも健全財政政策を採用すれば、建設公債原則への抵触といった問題は生じないはずであるとの指摘もあった。

また、公債残高がGDPの50~60%まで達すると、利払費だけで未来永劫毎年GDPの3~4%を支払い続けねばならず(利率5~8%を想定していると思われる)、これは将来世代にとり大きな負担だとの指摘、あるいは、利払費が10%以内にあるなら問題ないが、10%を超えると財政の対応力が損なわれてしまう、12%くらいが限界ではないか、との指摘があった。

7. 財政健全化のためにとられている措置

(1) 増税と歳出削減(歳出削減に重点)

① 連邦緊縮計画(93年5月)

足元の景気悪化に伴う税収見積りの減、失業給付増大への対応、旧東ドイツ地域へのインフラ投資等に対応するため、歳出削減、税制優遇措置の改廃等による増収、所得税・法人税に対する7.5%の連帯付加税(上乘せ課税)の導入、鉱油税の増税等が行われた。

② 成長強化・財政緊縮計画(93年6月)

社会保障関係経費の削減、新規措置は同等の既存措置の削減によって認めるといいうわゆる「モラトリアム原

則」の採用、連邦、州等の歳出の伸率を名目GDP成長率の半分以下に抑制、連邦の公債依存度を中長期的に10%以下に抑制する等の措置が採られた。

③ 成長と雇用創出のための行動計画 (94年1月)

実質GDP成長率がマイナスになるなど93年における深刻な景気後退の状況の中で、財政面で緊縮措置を継続するとともに、構造的な施策を行い、地方政府を含めた政府支出の対GDP比(93年見通し52%)を2000年までに段階的にドイツ統一前の水準(89年46%)まで引下げることが打ち出された。

また、政府保有株式の売却による増収措置等の他、中長期的な経済発展を達成する観点から、研究開発・技術革新促進のための低利融資制度の創設、パートタイム労働の促進や労働時間の柔軟化等の規制緩和、ドイツ連邦郵便の分割、民営化による自由化の促進等の構造的施策が広範に盛り込まれている。

(2) 民営化

ドイツにおける民営化の目的は、国有財産の売却を通じて連邦の財産を短期的に潤すことではなく、民営化によって企業の効率性を増し、国際競争力を向上させて国民経済全体に利益をもたらすこととされている。その根底には、民営化企業の業績向上、雇用の確保を通じて、税収が増え、補助金や失業給付が減るという考え方があり。

ドイツでは、既に1950年代後半から国営企業等の民営化を始めており、最近では95年1月に通信、郵貯、郵便の郵政三事業をそれぞれ民営化し、株式会社になっている。

なお、コール政権成立(82年度)から94年度までの民営化(政府保有株式等の売却)による連邦収入は、約116億マルク(GDP(94年)比0.35%)となっている。

(3) 中期財政戦略

ドイツでは1967年以来、毎年5カ年の

中期財政計画を作成しているが、これは毎年数字が改訂されてしまうこともあり、後年度の予算及び財政計画を拘束するものではないため、近年は軽んじられる傾向にあるとのことであった。また、中期財政計画の中では、歳出項目間の優先順位はつけられておらず、何を優先させるかは、その予算編成過程の中で決められることになっている。

そのような中で、本年5月に初めて策定された「中期財政戦略」において、連邦大蔵省は、1996年から2000年までの間、地方政府等を含めた政府支出の伸びを名目GDPの伸びよりも2%以上、下回らせることにより、政府支出の対GDP比をドイツ統一前の89年当時の比率である46%まで低下させるとの前年の閣議決定目標を再確認するとともに、それを具体化するために、歳出削減により2000年までに赤字の対GDP比を1%まで引下げていくとの方針を打ち出し、GDP比1~1.5%相当の減税を行うことを目指すとしている。この中期財政戦略は、政府を拘束しない連邦大蔵省独自の戦略であるとのことであったが、ドイツ大蔵省が財政再建に取り組む姿勢を国民、市場に明確にシグナルとして送る意味があるとのことであった。

- (4) 中央、地方政府間の資金移転の見直し
また、現在、市町村の支出については、経費の90%を州、中央政府等の上位の政府が賄っているが、これでは経費を節約しようというインセンティブが働かない、中央、地方政府間の資金移転についても見直すべきだとの指摘があった。

(5) その他

なお、民間サイドの意見として、造船、自動車等の民間部門がここ数年厳しいリストラを進めているように、公的部門も公務員の賃金引下げ等を行うべきであり、農業、造船業、鉱業に対する巨額の補助金も減らすべきである。さらには、社会保障の給付水準の引下げも考えるべきであるとの指摘があった。

また、社会保障基金の収支について、現在はほぼ均衡しているが、世代会計の

考え方を当てはめれば、実際には現行の社会保障制度は将来世代に大きな負担になることが明らかになるとの指摘があった。

(別紙3)

海外調査報告 (フランス)

訪問先：パリ国立銀行 (1995年11月9日)

経済・財政省 (〃 11月10日)

パリバ銀行 (〃 11月10日)

1. フランスにおける財政政策の概況

95年5月に就任したシラク大統領の下で、当初新政権がどのような経済政策を採ろうとしているのか不透明な時期が続き、これがフランを下落させ、金利上昇の要因となったと指摘されている。そこで、シラク政権は、去る10月に「財政赤字を縮小し、欧州通貨統合に参加することが、雇用の確保の土台となる」として、財政赤字の縮小を最優先課題として位置づけ、同年の大統領選挙で公約した所得税の減税を2年間棚上げすることを発表した。これは、地方政府等を含めた財政赤字のGDP比を95年度に5%以下、96年度に4%以下、97年度に3%以下と、毎年1%ずつ削減するという目標の達成に向けた決意の表れであると考えられる。また、96年度予算案においては、公務員給与の凍結や増税、国有企業民営化等により財政赤字削減を図ることを打ち出している。

過去、フランスにおいては、ミッテラン大統領(社会党)による80年代初頭の積極財政が功を奏さず、景気の低迷と財政赤字の拡大が深刻になっていたことから、82年以降、一般行政経費の抑制、公務員定数の削減等の緊縮財政が進められた。80年代後半には、財政赤字の縮減等を目標とする第10次経済計画(89~92年。期間中に総合収支(日本の一般会計、特別会計及び財政投融资の合計に相当)の財政赤字を700億フラン以内とする。)に沿って、歳出の節減合理化が行われたほか、フランス商業銀行等の国有企業の民営化が図られた。

93年3月に発足したバラデュール内閣

(保革共存)も、「財政赤字拡大の抑制が唯一経済の再活性化を可能にする。」との認識に立ち、97年度までに総合収支の財政赤字をGDP比2.5%以下に抑制するという目標を設定し、そのために、歳出伸率を物価上昇率以下に抑えることを法定したほか、間接税の増税を行い、更にパリ国立銀行等の国有企業の民営化を進めた。

2. 財政健全化に取り組んでいる背景

(1) 国民の理解

金利は財政赤字にかなりの程度敏感に反応し、財政赤字が拡大すると、金利が押し上げられるとの認識の下で、フランス国民は、財政赤字拡大がもたらす高金利は、フランの下落を防ぎきれないばかりか、クラウドディング・アウトを引き起こし、企業は設備投資を控え、結果として雇用増を阻害することになるとの見方を一般的に持っている。また、高金利が家計の消費行動を制約し、経済成長にマイナスとの認識が浸透しているとの指摘があった。

シラク大統領はこのような金利上昇を問題視し、「財政赤字の削減は、マーストリヒト条約がなかったとしても行うべきである。」と発言している。

また、財政赤字が長期間続くと債務返済コストが増加し、財政の硬直化を招き、将来世代に多大な負担を残す(「今日の赤字は明日の増税」(ジュベ首相の記者会見での発言)) こととなるとの認識であった。ただし、97年にGDP比3%以下にするとの政府の方針については、制度全体あるいは政府の役割自体を見直さない限り実現できないとの指摘があった。

(2) 政治的事情

緊縮的なスタンスに立って財政運営を進めることについては、議会からの大きな反発は見られない。それどころか、議会においても財政赤字削減の必要性は認識されるに到っており、96年度予算の審議過程では、初めて議会側から進んで20億フランの歳出削減の提案がなされたほどのことであった。

なお、フランスでは、憲法上、予算審

議について政府の権限が強い（内閣不信任案が可決されないかぎり、政府は予算案を通過させることができる。）ことも、議会が政府案に反対することが少ない原因とのことであった。

(3) 国際的事情

政府は、1999年の欧州経済・通貨統合に向け、マーストリヒト条約に定められた条件を満たすため、所要の財政赤字削減策を講じる必要があるとの認識に立っている。

3. 景気対策及び経済成長と財政政策

景気対策という観点から見ると、近年のフランスの財政運営は、ほぼ一貫して引き締めを基調としている。

80年代初頭に、社会党政権はケインズの拡大政策を採用した。当時、他の欧米諸国が緊縮財政を進めていたのとは対照的に、ミッテラン大統領は積極財政を展開し、企業向け援助の拡大、公務員の増員による雇用の創出、最低賃金と社会保障給付の引上げや民間企業の国有化等を進めた。その結果、財政赤字は拡大した。しかし、積極財政政策によっても雇用情勢には改善が見られず、インフレの昂進、貿易赤字の急増など、経済情勢の悪化が際立ったものとなった。

そこで、82年以降、再び引き締め策へと転換し、一般行政経費の抑制、国有企業の民営化等が進められた。90年代に入ってから、引き続き緊縮財政の堅持を基本的スタンスとしつつ、各年度の当初予算において、景気に配慮した減税、雇用対策の充実等を行うとともに、93年6月、95年7月には景気対策等のために補正予算を活用して（ただし、ネットでは財政赤字を削減するものとなっている）、成長促進を図る方針が採られている。

税制上の措置としては、企業の投資促進、競争力強化等のための法人税減税（89年度～93年度、段階的に42%→33.3%）や、家計の購買力を回復するための所得税、付加価値税の減税が行われている。

また、雇用対策については、職業訓練

の拡充、企業の社会保障負担の軽減、長期失業者を雇用する企業の助成、若年失業者を雇用する企業への税制上の優遇等に重点が置かれている。

次に、中長期的な経済成長との関係で見ても、フランスでは経済成長の促進を目的とした積極的な財政支出は重視されていない。むしろ、財政が出動することにより財政赤字が拡大し、それによる金利上昇が経済に悪影響を与えることが問題視されていた。

なお、財政政策の乗数効果については、50年代、60年代には1.6～2と相当あったが、現在の開放経済の下ではそのような効果は期待できないとの指摘があった。

4. 産業フロンティア開拓と財政政策

フランスにおいては、90年代初頭には、民間研究開発の促進が歳出の重点項目として位置づけられ、研究開発関係予算は7%台の高い伸びを示したが、財政赤字の拡大や、雇用対策への重点の移動により、95年度は2.2%、96年度予算案では1.9%の伸びにとどまっている。

現在では、産業フロンティア開拓のための財政政策を検討するに当たっても、他の政策の場合と同様、財政赤字の削減を前提とした上で、他の政策も含めた優先順位の選択を行うこととなるというのが政府の認識であり、大蔵省としては、財源の手当の目安を付けた上で、このような提案が出されてきた場合には、その中身をよく吟味することになるとのことであった。

5. 公共投資と公債発行

公債発行により公共投資を積極的に行うという方針はとられていない。優先課題である失業対策についても、財政の出動による財政赤字の拡大は金利上昇を通じてクラウディング・アウトを招いてしまい、企業は設備投資を控え、結局は雇用増につながらない、との指摘があった。

6. 利払費と建設公債

建設公債原則に相当するものではなく、赤字公債、建設公債の区別については一般的にはあまり議論されていない。

一般予算歳出に占める利払費の割合は

13.5%（95年度当初予算）となっており、政府が政策的に財源を使える余地は減少してきていると指摘されている。

7. 財政健全化のためにとられている措置

(1) 財政5か年計画

94年1月に制定された「財政5か年計画」に基づき、歳入が名目成長率と同率で伸びるとの見込みの下に、歳出の実質の伸率をゼロに抑えることで、赤字の削減を図ることとしている。

シラク大統領の削減計画では、地方政府等を含めた財政赤字を95年度に5%、96年度に4%、97年度に3%と削減することとしている。

(2) 厳しい概算要求基準

毎年5月頃、概算要求に先立ち、書簡により、翌年度の予算編成方針が首相から各大臣に示される。この中で、以下のような厳しい指針が示され、その後の予算編成過程では、その指針の下に大蔵省が各省と協議を行い、まとまらない場合には首相が裁定を下すとのことであった。

- ① 財政赤字の対GDP比率の上限（93年：2%以内、96年：明示なし）
- ② 財政支出の伸び率の上限（93年：3.5%以内、96年：明示なし）
- ③ 経常支出の削減率（93年：3%、96年：8%、いずれも人件費を除く）
- ④ 補助金の削減率（93年：15%、96年：優先分野を除き15%）

(3) 歳出削減

歳出については、特に、社会保障分野での削減と、公務員の人件費の抑制が重視されている。特に重要である社会保障分野については、95年11月に行われた内閣改造で、医師会の権益を代表する大臣を更迭し、後任に実力者を据えたとのことであった。なお、エコノミストからは、「国が責任を負う範囲について新しい考え方を導入し、政府部門にしかできないことに財政の関与する分野を限定する必要がある」との指摘があった。

① 社会保障分野の歳出削減策

2015年からはベビー・ブーム世代が大量に引退することが予想されること

から、エコノミストからは、社会保障制度、特に医療保険制度の抜本的な改革を求める声が上がっている。また、社会保障については労使間の協議が中心的作用を果たしているため、議会によるコントロールが行われていないという指摘があり、この点の改善を求める意見もあった。なお、失業手当については、給付要件を厳格化した等の改正により、4年前の赤字が黒字に転じているが、更に給付期間の短縮化等に取り組む必要があろうとのことであった。また、医療保険については、過去16~17回も抜本的な改革が期待されて失敗している。患者が気まぐれに病院を次から次に代わり、病院も支出を十分把握していない状況では何回増税しても無駄だと指摘があった。年金については、93年に給付水準の引下げや受給資格の厳格化を行ったが不十分との指摘があった。

(注) 社会保障分野は現在赤字で、その累積額は2,500億フランに及んでいるが、フローの赤字を97年には黒字へ転化させ、累積赤字も13年間で償還するとの目標の下に、11月15日、社会保障債務返済税の新設（所得に対し0.5%課税）、医師が不必要な検査、処方を行うことに対する規制等を盛り込んだ改革案が発表されたところである。

② 公務員の人件費の抑制

公務員の人件費は、一般予算歳出1.5兆フランの約3分の1（注：日本では約7分の1）を占めており、その抑制のために人員削減が行われてきているほか、96年度予算案においては、給与の凍結が打ち出されている。政府内には、「民間部門が厳しい競争に直面しているのに対し、公務員の給与の実質購買力は減っておらず、全体的なバランスから見て賃金凍結を行ったとしても公務員を特に不利に扱うことにはならない。」との認識があるとのことであった。

(4) 増税

フランスでは、95年7月の補正予算において付加価値税（18.6%→20.6%）や法人税（33.3%→36.6%）を一時的に増税（97年まで）したほか、国内石油製品税（93年6月の補正予算、95年度当初予算）、アルコール消費税（93年6月の補正予算）、富裕税（95年7月の補正予算）の増税が行われている。

増税に対する国民からの反発は、歳出削減ほどには強くないとのことであったが、他方で、エコノミストからは、租税負担が重くなりすぎており、これ以上増税をする余地は残されていないという指摘もある。

なお、議会との関係では、政府が議会に対して優位に立っており、法律全体について可否を問い、部分修正を許さず、また解散を示唆するなどして実現してきたとのことであった。

(5) 国有企業の民営化

国有企業21社の民営化に伴う政府保有株式の売却により、3,600億フランの収入を見込んでいる。93年のバラデュール内閣により開始されたもので、現在までに8社（注）が民営化され、95年度見込み額を含め1,230億フランの売却益（94年GDP比1.7%）を上げている。

エコノミストからは、エール・フランス、クレディ・リヨネ銀行等の国営企業は赤字が大きいとの観点からも、早急に民営化すべきであるとの指摘があった。

（注）現在までに民営化された企業は、以下の8社。

- | | |
|-----|--|
| 93年 | パリ国立銀行、ロヌ・プーラン（化学） |
| 94年 | UAP（保険）、エルフ・アキテヌ（石油） |
| 95年 | セイタ（たばこ公社）、ユジノール・サシロール（鉄鋼）、海運公社、ベシネー（金属） |

（別紙4）

海外調査報告（スウェーデン）

訪問先：スヴェンスカ・ハンデルス銀行
 （1995年11月13日）
 大蔵省 （1995年11月14日）

1. スウェーデンにおける財政政策の概況

80年代のバブル経済が破裂し、90年代に入ってスウェーデン経済は悪化し、高金利と91年の税制改革（参考参照）等の影響で内需不足に陥ったこともあり、91～93年にはマイナス成長を記録した。また、92年には金融不安が表面化したこともあり、景気後退と金融機関の支援のために財政収支は急激に悪化した。

この金融不安によって通貨切下げ圧力が高まり、スウェーデン中央銀行は、通貨不安の原因は経済政策の失敗にあるとして、早急な財政赤字の解消を要求した。このような状況の下、92年9月、保守・中道政権は、歳出削減と増税を盛り込んだ「経済危機克服のためのパッケージ」を発表した。

しかし、財政赤字の拡大は続き、93年の地方政府等を含めた財政赤字はGDP比13.4%に達した。このような中、国内最大の生保会社が公債の引受を拒否する事態も生じた。

94年9月に発足した社民党政権は、経済政策の最優先課題として財政赤字の削減を挙げ、それによって持続的かつ安定的な経済成長と雇用の増加を達成することを目標として、同年11月に経済政策措置法案を提出し（95年春成立）、さらに、95/96年度予算についても、「新たな経済成長」、「雇用増加」及び「健全な財政」の基礎を築くことを目標として、社会保障給付の削減等を盛り込んだ。政府は、最近の好調な経済の下、これら各種の財政赤字削減策により、地方政府等を含めた財政赤字を98年までに7.5%（95年3.5%、96年2.5%、97～98年1.5%）削減するとしている。また、公債残高のGDP比は2000年までに69%まで減少するとしている。

その後の景気の回復により、財政事情は改善し、今後の見通しも大幅に改善している。

2. 財政健全化に取り組んでいる背景

(1) 国民の理解

① 金利低下のメリット

財政赤字が金利の上昇を招き、これ

が経済に悪影響を与えているというのが、政府、民間に共通した認識である。

そこで、財政赤字の削減により財政に対する市場の信用を回復させ、金利を下げることにより、91年の税制改革等により急増した家計部門の貯蓄が消費に回り内需の回復を図ることができるとしている。

② 国内市場からの圧力

90年代に入り、不況に加え、金融機関の救済に多額の公的資金を投入したことから財政赤字が急増した。これを懸念した国内最大の生保会社が「政治家が一致団結して財政赤字を減らす方向を示さないかぎり、国債は購入しない」と表明したため、金利が1%ポイント(100ベース・ポイント)跳ね上がり、この市場からの圧力が政府に財政赤字の削減を強いる方向に作用した。

③ 将来世代の負担への懸念

財政赤字が将来世代に負担を残すという認識(「子供に大きな債務を負わせてはならない。’)も財政赤字削減の理由の一つとなっているとのことである。

(2) 政治的事情

財政赤字の削減の重要性については、議会でもほぼ意見の一致を見ており、そもそも財政赤字削減のプロセスは政治の主導により始まったとのことであった。

94年9月の選挙の際も、財政赤字の削減の必要性自体については争いはなく、どちらが財政を節約できるかということが政党間で1つの争点となったとのことである。実際、政権を獲得した社民党は少数与党であることから、富裕層に対する増税では左翼政党と組む一方、社会保障給付の削減については右翼政党と組むことにより、財政赤字削減策につき議会の了承を得ているとのことである。

社民党が、社会保障の充実をも公約に掲げて政権に就いたにもかかわらず、社会保障給付の削減等による財政赤字削減策を進めていることについては、これを公約違反と批判する者もあり(支持率は、

選挙時の46%から28%まで低下)、社民党の中でもこの政策の是非についての意見が分かれているとのことであった。なお、社民党の社会保障の削減に積極的に取り組む一連の政策をとらえ、「高福祉高負担」というスタンスを変更したと言えるとの指摘もあった。

(3) 国際的事情

① クローナ下落を是正する必要性

エコノミストからは、貯蓄率の低いスウェーデンにおいては債務の3割が外貨建てであるため、財政赤字の削減によりクローナを上昇させ、為替を安定させることが重要であると指摘があった。

また、現状ではスウェーデン経済は好調な輸出産業に支えられているが、この輸出産業での急激な賃上げが他の分野に波及しインフレを招くことを懸念する見方があり、クローナ高によって輸出産業と国内向け産業とのバランスをとりたいとの気持ちがあるとの指摘があった。

② 欧州経済・通貨統合への参加のための条件整備

1999年の欧州経済・通貨統合に向け、マーストリヒト条約に定められた条件を満たすため、財政赤字を削減する必要があるとの指摘があった。なお、マーストリヒト条約が制約要因となるため、社民党政権が人気取りのために選挙直前に財政政策を緩めることは考えにくいとの指摘があった。

3. 産業フロンティア開拓と財政政策

産業フロンティア開拓については、財政上の余裕がないため、自助努力に委ねるしかないというのが政府のスタンスであった。

4. 利払費と建設公債

スウェーデンには建設公債原則に相当するものはないが、エコノミストからは、建設公債と赤字公債とを区別することにより、財政赤字の内容につき有用な情報を政治家や国民に提供することができるだろうとの意見もあった。

政府は、利払費の増加による財政の硬

直化に懸念を示しており、この点が財政赤字の削減に取り組む理由の1つとなっているとのことである。

5. 財政健全化のためにとられている措置

(1) 社会保障給付を中心とした歳出削減

保守・中道政権、社民党政権とも、歳出削減の中心として社会保障給付の削減を行っているところである。現社民党政権は、95年春に成立した経済政策措置法において、児童福祉手当の廃止、家族手当や障害者手当の見直し等248億クローナの歳出削減を見込んでいる。また、95/96年度予算においても、傷病手当の削減(給料の100%→75%)、失業手当の削減(給料の100%→90%)等により217億クローナの歳出削減を図っている。

さらに、97年1月から、早期退職した時の給付水準を下げることや、基礎年金を廃止し、払い込んだ保険料に比例する老齢年金のみの単一の制度とし、国庫負担の軽減を図ること等を内容とする年金制度改革を予定しているとのことであり、このことについて老後の公平を目指したこれまでのスタンスを大きく変えるものであるとする見方もあった。

今後も、大学までの無料の教育、自己負担分がほとんどない医療保険については手をつけることはないであろうが、失業手当等については一層の削減が必要とのことであった。

(2) 増税

経済政策措置法においては、所得税の一時的な引上げ(50%→55%、42億クローナの増収)、資産保有に対する課税(75億クローナの増収)等が盛り込まれた。

(3) 地方政府の財政の見直し

96年春より、地方政府を含めた支出に上限を設けることや、中央政府から地方政府への補助金を名目ベースで一定にすることを検討しているとのことである。

(参考)

91年の税制改革

スウェーデンでは、91年に個人所得課税や法人税の減税及び付加価値税の増税等を含む

大規模な税制改革が行われた。

1. 背景

高い租税負担のために国民の勤労意欲が減退しているという問題が認識されていたほか、長期的な経済成長のためには、直接税を減税し働くインセンティブを持たせることが適当であるという判断に加え、それまでの税制は「抜け道」が多く、悪用されていたことに対処する必要があったとのことであった。

2. 概要

個人所得課税や法人税の減税による減収分(GDP比6%)の財源を調達するため、付加価値税の増税が行われ、レベニュー・ニュートラル(全体として税収総額は変化がない)が図られた。しかし、その後の不況により、付加価値税の税収が見込みに達せず、減税分を補填できなかったため、GDP比で2.5%相当の財政赤字になったとのことであった。

(1) 個人所得課税の減税…国民の勤労意欲促進のため

- ・ 税率の刻みの簡素化(3%、10%、14%、35%→20%に一本化)

(2) 資本所得課税の適正化…国民の勤労意欲促進のため

- ・ 改正前は、控除制度やインフレ調整、軽減措置によって資産ごとに税負担が異なり、経済的中立性を阻害していた。

改正により、資産所得を一律30%の税率で分離課税することとした。さらに、上記の控除制度等を廃止して一律の課税とし、中立性を確保した。

(3) 法人税減税…企業の国際競争力を強化

- ・ 税率引下げ(40%→30%)

(4) 租税特別措置の縮減・合理化…租税の中立性の確保

(5) 付加価値税の増税…減税分の財源の確保

- ・ 課税ベースの拡大(サービスは原則非課税であったが、原則課税とした)
- ・ 税率引上げ(23.46%→25%)

(6) 環境関連税制の新設

- ・ 二酸化炭素税、硫黄税の新設

3. 影響

資本所得課税に係る負担が軽減されたた

め、家計部門の貯蓄が急増して内需不足に陥り、これが不況を招いたとのことであった。

(別紙5)

海外調査報告 (米国)

訪問先: CATO研究所 (1995年11月8日)
大統領府行政管理予算局 (OMB)
(1995年11月8日)

ブルッキングス研究所

(1995年11月9日)

1. 米国における財政政策の概況

(1) 現在までの取組

米国においては、1960年代にはケインズ経済学を背景にした拡張的な財政政策が採られ、1980年代前半にはサプライサイド・エコノミックス的な考えからの減税政策が採られたこともあった。しかし、財政赤字が拡大するに従い、1980年代半ば頃から財政赤字が経済の不安定要因になると考えられるようになり、財政収支の均衡を目標とするグラム・ラドマン・ホリングス法等の法律が成立するなど、財政赤字の削減が重要な課題として認識されるようになってきている。

93年1月に発足したクリントン政権は、米国経済の再生のためには巨額の財政赤字を削減する必要があるとの認識に立ち、同年2月に発表した包括的経済政策の中で、短期の景気刺激策、長期的な投資拡大策と並ぶ1つの大きな柱として、財政赤字削減策(94~98年度のネットの赤字削減額は4,730億ドル)を提案した。

これを踏まえた議会審議の過程で、94年度から5年間で総額4,960億ドルの財政赤字を削減するという内容の1993年の包括財政調整法(OBRA93)が成立し、主として高額所得者層を対象とする大幅な増税と国防費及びメディケア(高齢者等を対象とする医療保険)支出を中心とする歳出削減が実施されてきている。

これらの努力に加え、景気回復に伴う増収もあって、95年度の財政赤字は1,638億ドル(GDP比2.3%)とピーク時(92年度2,904億ドル(GDP4.9%))より大幅に改善してきている。

(2) 財政調整法案をめぐる現在の動き

96年度予算審議に関しては、議会では、2002年度の財政収支均衡を目標とする予算決議が両院で可決(6月)され、この中で、メディケア、メディケイド(低所得者医療扶助)、社会福祉支出等の削減の具体策を作成するよう各所管委員会に指示している。

この予算決議を受けて作成された、2002年度の財政収支均衡のための義務的経費についての法律改正や減税等を内容とする財政調整法案が10月末に上下両院で別々に可決されたが、この中には、

- ① メディケアについては、民間医療保険の利用促進、医師や病院に対する支払いの抑制、保険料の引き上げ等により、支出の伸びを抑え、7年間で2,700億ドル削減
- ② メディケイドについては、現在の連邦政府と州政府の共同の施策から、連邦から州への一括補助金の交付による州政府の施策に転換することにより、7年間で1,720~1,820億ドル削減
- ③ 社会福祉については、被扶養児童のいる低所得家庭への補助、低所得者への食料購入用クーポンの支給、生活に困窮する高齢者や障害者に対する補助等について、州への一括補助金の交付により州の施策に転換することにより、7年間で660~1,020億ドル削減

などの歳出削減策が盛り込まれている一方、7年間で2,450億ドルの減税を行うこととしている。

他方、クリントン大統領は、議会の案に対しては、削減額が大きすぎ、弱者にしわ寄せが及ぶとして反対しているが、大統領もメディケア、メディケイド等の削減により10年間(2005年度まで)で財政収支均衡を目指す、より緩やかな財政赤字削減案を発表(6月)している(7月に計数を見直し、財政収支均衡年度を2004年度に繰上げ)。

このように1996年度予算審議を巡っては、2002年度までの財政収支均衡を主張する議会・共和党と、2004年度までの財政収支均衡を提案している大統領・民主党が、メ

ディケア等の削減幅等で対立し、議論が続けられているが、いずれも医療関係費等の削減にまで踏み込んだ議論を行い、期限を切って財政収支の均衡を図ろうとしている点は共通している。

2. 財政健全化に取り組んでいる背景

(1) 経済的背景

1980年代以降のアメリカでは、膨大な財政赤字と経常収支赤字のいわゆる「双子の赤字」が経済の不安定要因との認識が一般となった。このため、財政赤字を削減することにより、高金利や民間投資のクラウディング・アウトを避けることが不可欠とされるに到っている。これに関しては、財政赤字は長期的には外国からの借入で賄われていくしかなく、財政赤字をなくすことで経常収支赤字も削減できるという意見もあった。

また、財政赤字は将来の世代に利払い等の負担を負わせるものであり、世代間のモラルの問題であるとの認識も一般的であった。このような中で、現行の制度を前提として各世代の受益・負担を推計する世代会計の考え方が注目されてきており、大統領予算教書に示された世代会計の試算によると、現在の財政構造のままでは、将来世代の負担が、現世代よりも相当程度増えることが明らかになっている。クリントン大統領も、95年度の財政収支実績の発表に際して、「子供たちから債務の負担を取り除き、将来に投資するための資金をより多く確保するべく、財政収支を均衡させなければならない。」と述べている。また、将来世代の税負担の急上昇を防ぐためには、現在の債務残高のみならず、高齢化に伴う将来の社会保障の負担等も含めて、今のうちに解決することが必要であり、これらを含めると、実質の債務残高は10兆ドルにも及ぶ（現在の債務残高は、政府機関保有分を除くと3.4兆ドル）、との指摘があった。

(2) 政治的背景

92年大統領選挙においては、クリントン候補、ブッシュ候補に加え、増税と各種社会保障制度の見直しによる財政均衡を主張したペロー候補の間で財政健全化

についての活発な議論が行われた。

更に、94年の中間選挙においては、下院共和党が、その選挙公約「Contract with America」の冒頭に財政収支均衡を義務付ける憲法修正を掲げ、勝利をおさめた。この憲法修正条項案は上院において否決されたが、賛成65、反対35と過半数を得ながら、憲法修正に必要な3分の2に2票足りなかったというものであった。

これによって、国民の間にも、財政赤字削減に関する広範囲な支持があることが強く認識され、その後の米国の財政赤字削減努力に大きな影響を与え、現在までの動きにつながっていると考えられる。

このように、米国においては、政府・議会とも財政赤字削減には積極的であり、その必要性の認識は共通である。ただし、米国においてもここまで来るには10～20年近くかかった、との指摘があった。

また、世論は歳出削減の各論には反発しがちであるが、今年になって雰囲気が変わってきているとの指摘や、来年の選挙の時にこのような努力が継続されるかどうか大きな関門だとの指摘があった。

3. 景気対策及び経済成長と財政政策

米国においても1960年代には需要拡大による完全雇用の達成を目標とするケインズ政策が採られた。しかし、現在では、公債発行による財政政策は短期的には経済を刺激するが、結局それは、中長期的な経済成長をもたらすものではないとの見方が一般的で、今の米国にケインズ政策を支持する人はほとんどいない（basically dead）とのことで、これからも米国は裁量的な財政政策を採ることはないだろう、との指摘があった。また、最近では、景気変動の周期が短くなってきており、景気後退期に財政が何かをやるうとしてもタイミングが噛み合わずにかえって逆効果になる、財政政策は自動安定化機能以外には効果がないとの指摘、また、財政赤字が累積し、政府債務残高が増大すれば、結局は増税を要することになり、民間投資余力を損なうとの指摘があった。

更に、むしろ財政赤字削減が優先課題であるとの指摘や、既に膨大な赤字を抱えている現状は財政による景気刺激という手段を自ら奪ってしまっている、今の状態で借入をすればクラウディング・アウトを起こすだけだとの指摘があり、このため、景気対策は財政でなく、金融で行うという考え方が一般的であった。また、財政政策は長期的課題を解決するために使うべきで、財政政策が経済に与える効果は、財政支出の内容、税の仕組み次第だとの意見もあった。

なお、OBRA93が成立してから、金利の低下や設備投資の増加など、経済が良好な動きをしているとのことであった。

4. 産業フロンティア開拓と財政政策

クリントン大統領は、科学技術の振興には力を入れており、現在、中小企業向けの技術センター設立や基礎研究の推進等の施策を日本に習うという形で進めているとのことであったが、ゴア副大統領の提唱した情報通信のいわゆるスーパー・ハイウェイ構想には、議会の反対により公的資金の導入は全く行われていない。高度情報化のような分野については、規制緩和の方がむしろ重要との認識があるものと思われた。また、科学技術の振興等は長期的な課題であり、景気対策としての財政政策として考えることはないとのことであった。

5. 公共投資と公債発行

米国においては、たとえ大きな社会基盤の整備のための投資であり、後の世代にとって利益があっても、現在の資金で投資すべきというのが一般的な考え方で、経済が悪い時に公債発行して公共事業を行うという考えは採られていないのことだった。これに関しては、米国ではインフラ整備が既に相当進んでいることや、貯蓄が少ないことを理由にあげる指摘もあったが、逆にたとえ貯蓄の余剰があっても、公債発行によりこれを使用するようなことは、将来の世代の負担を考えるとすべきではない、現在、既に後世代に送らざるを得ない負担は相当大きい、との意見があった。

6. 利払費と建設公債

債務残高の累増に関しては、利払費の増大によって財政を圧迫することが強く懸念されている。また、経済規模と比較して高水準の財政赤字は、利払費が更に財政赤字を拡大させ、結局民間設備投資をクラウド・アウトするとの指摘があった。

建設公債については、投資的経費と言っても財政赤字には変わりがないという意見と、借入について、現在の世代のためのものか将来の世代のためのものか区別する意味で重要とする意見があった。

なお、米国の市町村においては、学校、道路、競技場等を造る、あるいは警察職員を増員するといった問題で地方債を起債するに当たっては、それが租税負担の増に結びつくことからレファレンダムという住民投票にかけることとしているケースが多く、常にどこかで住民投票が行われているとのことであり、これによって施策と負担の関係が住民に明らかにされているものと考えられる。

7. 財政健全化のためにとられている措置

- (1) 90年、93年包括財政調整法（OBRA90、93）

1980年代のグラム・ラドマン・ホリングス（GRH）法は、財政赤字の予測が楽観的に過ぎたことや、例えば年度間の操作による抜け道の存在によって全く機能しなかったとのことであり、その反省の下で、1990年に包括財政調整法（OBRA90）が制定された。

OBRA90は、具体的な財政赤字削減策として、所得税、各種間接税等の増税や国防費、メディケア、農業補助金等の歳出削減を行うとともに、GRH法の反省の下に、新たに、裁量的経費の上限や、制度改正による義務的経費の増加を規律する仕組みを導入した。

1993年の包括財政調整法（OBRA93）においても、高額所得者に対する所得税率引き上げ、メディケア保険料の課税対象所得の拡大、法人税の引き上げ等の増税や、国防費、メディケア、メディケイド支出の削減等からなる具体的財政赤字

削減策とともに、OBRA90の裁量の経費と義務的経費に関する規律を1998年度まで適用延長している。

(OBRA90、93の具体的財政赤字削減策の詳細については参考参照)

なお、OBRA93の具体的財政赤字削減策による財政赤字の削減効果は当初、5年間総額で4,960億ドルと見込まれていたが、現在ではこれが7,000億ドルに達すると見込んでいるとのことであった。

OBRA90、93における法的枠組は以下の通りである。

a. 裁量の経費の上限の設定

裁量の経費の総額に上限 (Cap) を設定し (1991年度から1998年度までの上限額の毎年の平均伸率は0.1%)、この上限を超える歳出予算案 (補正予算を含む) が成立した場合、大統領命令により裁量の経費に対する一律削減 (経費が上限額の枠内におさまるよう、例外事項を除く全ての経費に一律の削減率を適用する) が行われる。これまでに一律削減は2回実施されているとのことであった。

b. 義務的経費のPay-as-you-goの原則

制度改正により義務的経費を増加させる場合 (または減税を行う場合)、その歳出増 (歳入減) に見合った増税または歳出削減が伴わなければならない。仮に、歳出増に見合った増税または歳出削減が行われない場合、大統領命令により義務的経費に対する一律削減が行われる。これまでに一律削減は実施されたことはないが、義務的経費や歳入に関する制度改正による財政赤字の増加に対する抑止の機能として重要、との指摘があった。

これらの制度は比較的よく機能しているとの評価であった。更に、現在の議会の議論では、裁量の経費について実績 (インフレを見込んだベースライン) を前提とするのではなく、上限額自体を遙減していくものとすべきという主張があり、また、義務的経費にも法律で上限額を設けるべきとの意見があるとのことで

あった。

これに関連して、義務的経費の当然増に対する規律として、クリントン大統領は1993年に行政命令を発出し、義務的経費の歳出が93年時点での予測より大きく伸びそうな時は、大統領は何らかの削減案を議会に勧告しなければならないこととしたとのことであった。

なお、公債残高の上限を法定する1917年の法律については、生産的なものではなく、議会が政府に対して注文をつけるときに人質をとるための手段という以外の意味はないとの指摘があった。

(2) シーリング制度

OBRAに基づく裁量の経費の上限の範囲内に予算を納めるべく、各省庁の予算要求に先立ち、OMBが各省庁ごとに裁量の経費 (全歳出の約1/3) に関する予算枠を提示するシーリング制度がある。提示の内容も、その他の政府の予算編成過程もいっさい非公表であり、各省庁との調整がつき、大統領まで了承した形になって初めて公開されるとのことであった。

(参考)

OBRA90、OBRA93の具体的赤字削減策

(1) OBRA90 (5年間で約5,000億ドルの赤字削減効果)

a. 歳入増加策 (5年間で約1,500億ドル、平均でGDP比0.5%)

- ・所得税率の引き上げ (最高税率28% → 31%)、控除の縮減
- ・自動車燃料税、たばこ税、アルコール飲料税の増税
- ・メディケア保険料算定の課税対象所得上限の引き上げ 等

b. 歳出削減策

- ・国防費の削減 (3年間で約670億ドル、94・95年度は、非国防裁量の経費とトータルで約1,150億ドル)
- ・メディケアの削減 (5年間で約820億ドル)
- ・農業補助金の削減 (5年間で約150億ドル)
- ・赤字削減等による利払費の削減 等

(2) OBRA93 (5年間で4,960億ドルの財政

赤字削減効果)

a. 歳入増加策（5年間で2,410億ドル、平均でGDP比0.6%）

- ・高所得者に対する所得税率引き上げ（最高税率31%→36%、39.6%）（5年間で1,150億ドル）
- ・メディケア保険料の課税対象所得の拡大（5年間で290億ドル）
- ・公的年金給付の一部の所得算入（5年間で250億ドル）
- ・輸送燃料税の導入（5年間で240億ドル）
- ・法人税の引き上げ（5年間で160億ドル）等

b. 歳出削減策（5年間で2,550億ドル）

- ・メディケアの削減（入院費用標準価格、医師報酬の年改定率の物価上昇以下への抑制等）（5年間で560億ドル）
- ・メディケイドの削減（在宅医療サービスの選択制の延長等）（5年間で80億ドル）
- ・手数料収入による歳出の相殺（電波周波数の競争入札制度等）（5年間で160億ドル）
- ・農業補助金の削減（5年間で30億ドル）
- ・国防費の削減（5年間で1,110億ドル）
- ・赤字削減等による利払費の削減 等注）OBRA90、93における歳入増加額、歳出削減額は、その当時の政策に変更を加えなかった時に見込まれる歳入・歳出額（ベースライン）と変更を行った場合の歳入・歳出額との差額を毎年累計したものである。

（出所）財政制度審議会基本問題小委員会（第4回）平成7年11月24日配付資料（3）（財政制度審議会「平成7年度 財政制度審議会資料集 基本問題小委員会編」109-156ページ）。

8-146 平成8年度の財政事情について

1. 財政の実情については、公債残高などの計数はもとより、「今後処理を要する措置」といったものをとりまとめて明らかにするなど、積極的な開示に努めてきたところがありますが、来年度の予算編成も本格化しつつある状況にあり、7年9月末税収の発

表を機に、一層のディスクロージャーを図るべく、現時点における来年度の財政事情の見通しを御説明したいと思います。

2.(1) 我が国の財政は、昭和50年度補正予算において特例公債の発行を余儀なくされて以降、15年間にわたり、毎年度多額の特例公債に依存せざるを得ない状態にありました。

この間、政府は歳出の削減・合理化など行財政改革の努力を傾注してまいりましたが、加えて、昭和60年代のいわゆるバブル経済による高い税収の伸びにも恵まれ、平成2年度予算において、ようやく特例公債依存体質からの脱却が実現したものでありました。

しかしながら、その後、バブル経済の崩壊の過程で経済の実力以上に伸びた税収が減少し、前年度を下回る年が4年も続くという戦後初めての事態となっております。

この間、毎年度の予算編成において歳出の節減・合理化を行う一方、さまざまな工夫を講ずるなどして、何とか、当初予算においては、償還財源措置のない特例公債の発行を回避してまいりました。

一方、経済情勢に対しては、累次の経済対策、補正予算、先行減税などにより財政として可能な限りの対応を行ってきております。これらにより、景気の下支えに効果が発揮されてきたと考えておりますし、先般は、さらに、最大規模の経済対策を実施するための補正予算が成立したところであります。

しかしながら、このような財政措置を講じてきたこともあり、近年、公債残高は急増し、6年度に200兆円を突破した公債残高が7年度末には早くも220兆円を超える事態となっております。

(2) 足許の7年度の税収については、これまでの実績をもとに現段階で試算してみると、補正後予算額を3兆円程度落ち込み、その結果、6年度税収を下回ると見込まれます。

3. こうした7年度の税収動向からみて、8年度税収を現時点で見通せば、7年度当初予算で見込んだ税収53兆7千億円を下回る

可能性が高いと考えられます。なお、8年度において特別減税が継続されれば、さらに減税規模相当額だけ税収の水準が下がることとなります。

他方、5年度から国債償還のための財源の繰入を停止することにより、毎年、3兆円超の歳出減を実施し、また、自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入など国の会計間における様々な工夫を財源対策として行ってきたところであります。しかし、このような特例的措置も国債整理基金特別会計の資金が不足するなどにより、限界に突き当たりつつあるという状況にあります。

その結果、こうした歳入・歳出両面にわたる諸要因を勘案し、8年度の財政収支について一定の前提をもとに算出してみると、建設公債の減額を断念するとしても、歳入と歳出のギャップである要調整額は10兆円を上回るものとなっております。このギャップは構造的なものと考えられ、財政は今や、容易ならざる事態に立ち至ったと申し上げざるを得ません。

この要調整額に対して、8年度の予算編成の過程でどのように対処していくか具体的な見通しが立っていない段階であります。これだけ巨額にのぼっていることからみて、まことに残念ながら、特例公債の発行を回避することは困難と言わざるを得ません。まずは、このことを率直に申し上げなければなりません。

しかしながら、特例公債を発行せざるを得ない状況であればこそ、歳出削減などの財政改革に一層強力に取り組み、財政事情の歯止めなき悪化を防ぎ、後世代への負担の転嫁である公債発行をできる限り抑制するよう努めていくことが、財政当局に課せられた責務であると考えております。その際、優先順位のさらに厳しい選択を行うなど、歳出全体の洗い直しを徹底するのはもちろん、平常であれば優先すべき分野についても、制度の根本に遡って見直さざるを得ない場合や当面御辛抱をいただかなくてはならない場合も出てこようかと思いますし、引き続きさまざまな工夫ができないか検討することも必要かと思います。この点については、是非とも各方面の御理解と御

協力をお願いしたいと考えております。

4. さらに、高齢化の進展など今後の状況を展望すれば、この厳しい財政事情が景気の回復に伴いにわかen好転することは困難なものではないかと思われます。その中で、中長期的観点から行財政が果たすべき役割や守備範囲を見直していくことが避けることの出来ない課題であると考えられます。いづれにせよ、すべての財政支出は現在または将来の国民の負担によるものであります。後世代に多大の負担を残さぬよう、公債依存度の引下げに向けた、たゆまぬ努力が重要であると考えております。

7か国蔵相・中央銀行総裁会議において、人口の高齢化等に備え中長期的に財政赤字を削減することの重要性については認識の一致をみているところであり、国際機関からも同様の指摘を受けております。

5. 8年度予算編成につきましては、本格化しつつあるところではありますが、特に8年度の財政事情をお示するとともに、各位の御理解と御協力を求めることとした次第であります。

(出所) 財政制度審議会総会(第4回)平成7年11月24日配付資料(1)「8年度の財政事情について」(財政制度審議会「平成7年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会編」95-97ページ)。

8-147 「平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(仮称)」について (平成8年度特例公債法)

1. 法律案の趣旨

本法律案は、平成8年度の極めて厳しい財政事情の下で、適切な財政運営を行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定めるものである。

2. 法律案の概要

(1) 特例公債の発行等(10兆1,184億円)

① 特例公債の発行

8年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書の規定等による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとする。

- ② 特例公債の出納整理期間発行の特例
- ③ 特例公債の償還計画表の提出
- ④ 特例公債の速やかな減債に努めるものとする旨の努力規定

(2) 厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例 (8,000億円)

8年度における一般会計から厚生保険特別会計年金勘定への繰入れについて、国庫負担額から8,000億円を控除した金額を繰り入れることとする。

なお、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、8,000億円及びその運用収入相当額の合

算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとする。

(3) 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ (2,000億円)

8年度において、外国為替資金特別会計から、外国為替資金特別会計法第13条の規定により7年度の決算上の剰余金の一部を繰り入れるほか、2,000億円を一般会計に繰り入れることができることとする。

(出所) 財政制度審議会総会(第7回)平成8年1月17日配付資料(1)「平成7年度補正予算及び平成8年度の概要について」、「平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(仮称)」について」(財政制度審議会「平成7年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会編」355ページ)。

8-148 「建議」及び「報告」の平成8年度予算における主な措置状況

(総論)

「建議」・「報告」における指搦事項	平成8年度予算における措置状況							
	4	5	6	7	8	うち		
<p>◎ 優先順位のさらに厳しい選択を行うなど、歳出全体の洗い直しを徹底するほか、真に必要な財政需要に適切に対応できるよう、限られた財政資金の配分の効率化・重点化を一段と徹底すべき。</p> <p>[主要経費別伸率の推移]</p>	社会保障関係費	4.3	3.2	2.6	3.3	2.6	2.6	+9.4
	文教及び科学振興費	5.4	2.4	2.4	2.0	2.0	2.5	+3.5
	恩給関係費	▲1.4	▲0.4	▲0.8	▲2.0	▲3.9		
	防衛関係費	3.8	1.95	0.9	0.86	2.58		
	公共事業関係費	5.3	5.7	4.7	4.6	4.7		
	含NTT等事業分	4.5	4.8	4.0	4.0	4.0		
	経済協力費	7.0	5.7	4.4	3.6	3.5		
	(ODA)	7.8	6.5	4.8	4.0	3.5		
	中小企業対策費	0.3	▲0.2	▲3.8	▲1.0	▲0.1		
	エネルギー対策費	6.6	3.8	3.2	0.9	1.5		
	主要食糧関係費	▲8.3	▲9.0	▲11.9	▲0.7	▲0.7		
	その他の事項経費	5.1	3.3	1.5	6.9	0.2		
	一般歳出計	4.5	3.1	2.3	3.1	2.4		
	(経常)	4.1	2.4	1.7	2.6	1.5		
	(投資)	5.8	6.0	4.8	5.1	5.2		

○ 9年度以降の財政改革への地ならしとして、一般歳出については従来にも増して洗い直しを行い、特に経常部門経費を厳しく抑制(対前年1.5%増)する一方、投資部門については、5.2%の伸びを確保するとともに、国民生活の質の向上や今後の我が国の経済・社会の発展のための基盤など社会経済情勢の変化に即応した真に必要な施策については、資金を重点的・効率的に配分。

うち
社会福祉費 +9.4
保健衛生対策費 ▲3.5

うち
義務教育費国庫負担金 +2.7
国立学校特会へ繰入 +0.8
科学技術振興費 +10.9

- 防衛関係費については、新防衛大綱の下での最初の予算であり、極力圧縮に努めたところであるが、歳出化経費の大幅増等の事情により対前年度2.58%増となった。
- ODAについては、深刻な財政事情の下、厳しい社会経済情勢を踏まえ、伸率を圧縮。
- 主要食糧関係費(従来の食糧管理費)については、ピーク時(56)の約4分の1。

「建議」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況																																	
<p>○ 特例的歳出削減措置等について</p> <p>○ 我が国財政が特例公債を発行せざるを得ない危機的状況に直面している現在、その厳しい現状を直截に国民に開示していくためにも、これらの措置については、この際、改めて見直しを行っていくべきであると考ええる。その見直しに当たっては、それぞれある事業の運営に支障が生じないかはもちろん、個々の措置に即してその制度・施策のあり方に立ち返り、どこまでこうした臨時緊急の措置をとり得るかについて、今まで以上に慎重に検討した上で、きりぎりやむを得ないものに止めていくべきものと考ええる。</p>	<p>いわゆる特例的歳出削減措置等については、「建議」に示された考え方に基づき、8年度予算編成に当たっては、厳しい財政事情を踏まえつつ、個々の措置に即して、慎重に検討を行ったところであり、その結果、8年度においては大幅に縮減されることとなったところである。</p> <p style="text-align: center;">特例的歳出削減措置等の7年度と8年度の比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">措 置</th> <th style="width: 20%;">7年度</th> <th style="width: 20%;">8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 定率繰入れ等の停止</td> <td style="text-align: right;">32,457億円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>2. 社会資本整備特別措置法による貸付けに係る特例</td> <td style="text-align: right;">(11,087億円)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>3. 決算調整資金への繰入れの特例</td> <td style="text-align: right;">5,663億円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>4. 一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例</td> <td style="text-align: right;">8,054億円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>5. 厚生年金保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例</td> <td style="text-align: right;">4,150億円</td> <td style="text-align: right;">8,000億円</td> </tr> <tr> <td>6. 国民年金国庫負担金の平準化措置による加算額に係る一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例</td> <td style="text-align: right;">2,372億円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>7. 雇用保険事業に係る一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例</td> <td style="text-align: right;">300億円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>8. 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ</td> <td style="text-align: right;">3,500億円</td> <td style="text-align: right;">2,000億円</td> </tr> <tr> <td>9. 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ</td> <td style="text-align: right;">3,100億円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">59,596億円</td> <td style="text-align: right;">10,000億円</td> </tr> </tbody> </table>	措 置	7年度	8年度	1. 定率繰入れ等の停止	32,457億円	—	2. 社会資本整備特別措置法による貸付けに係る特例	(11,087億円)	—	3. 決算調整資金への繰入れの特例	5,663億円	—	4. 一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例	8,054億円	—	5. 厚生年金保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例	4,150億円	8,000億円	6. 国民年金国庫負担金の平準化措置による加算額に係る一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例	2,372億円	—	7. 雇用保険事業に係る一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例	300億円	—	8. 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ	3,500億円	2,000億円	9. 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ	3,100億円	—	合 計	59,596億円	10,000億円
措 置	7年度	8年度																																
1. 定率繰入れ等の停止	32,457億円	—																																
2. 社会資本整備特別措置法による貸付けに係る特例	(11,087億円)	—																																
3. 決算調整資金への繰入れの特例	5,663億円	—																																
4. 一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例	8,054億円	—																																
5. 厚生年金保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例	4,150億円	8,000億円																																
6. 国民年金国庫負担金の平準化措置による加算額に係る一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例	2,372億円	—																																
7. 雇用保険事業に係る一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例	300億円	—																																
8. 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ	3,500億円	2,000億円																																
9. 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ	3,100億円	—																																
合 計	59,596億円	10,000億円																																
<p>○ 上記の趣旨も踏まえ、仮に国債費の定率繰入れを停止した場合には、国債整理基金の運営に支障が生ずることとなる8年度予算においては、国債整理基金特別会計法に基づき、国債費の定率繰入れを実施することが適当と考ええる。</p>	<p>国債費の定率繰入れを法律の原則どおり実施することとしている。</p>																																	

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況
<p>1. 社会保障</p> <p>(1) 医療保険制度改革</p> <p>○ 8年度には老人医療における薬剤費等の適正化を図ったり、長期入院を是正する措置を採るなどして老人医療費を中心とする医療費の適正化・合理化を行うと同時に、医療サービスのうち保険給付で賄う部分と患者の負担により賄う部分とを組み合わせることににより医療の質を高め、患者のニーズに応えるような措置を採るべき。更に、その後、9年度には医療保険制度改革に取り組むべき。</p> <p>(2) 当面の医療費の適正化・合理化</p> <p>○ 8年度の診療報酬改定については、国民医療費が引き続き高い伸びを示す一方、賃金、物価が落ち着いた動きを示していることや医療保険財政の厳しい現状を踏まえれば、厳に抑制したものにすべきである。</p> <p>○ 薬剤使用についての出来高払いを見直し包括化を一層進めること、新薬を含め薬剤価格の抑制を図ること、適切な形で医薬分業を推進することといった措置を8年度から着実に実行する必要がある。</p> <p>○ 病床数の削減、医師数の削減を含めた医療の総供給量の削減を一層進めていくことが必要。</p> <p>○ 特定療養費を一層活用すべき。</p> <p>○ 医療の内容、価格等についての情報公開を推進すべき。</p>	<p>・診療報酬改定において、老人等の外来医療等の包括化を行うこととしている。</p> <p>・診療報酬改定に関する大蔵大臣、厚生大臣の事前協議において、平成9年度には抜本的な医療保険制度改革に取り組むことが合意された。</p> <p>・8年度の診療報酬改定は、薬価の引下げ、診療報酬の合理化等により捻出される財源の範囲内で行うこととしている。</p> <p>・①老人等の外来医療等の包括化を図るほか、②薬価の引下げや再算定のルール化、③適正な医薬分業を推進するため調剤報酬の見直し等を行うこととしている。</p> <p>・一般病床の療養型病床群等への転換を促進することとしている。</p> <p>・医学部・歯学部定員(募集人員)削減問題に継続的に取り組むこととしている。</p> <p>・初診料、再診料を、保険給付と自己負担を組み合わせた特定療養費の対象とすることとしている。</p> <p>・患者への情報提供に資するため、国立大学病院等において発行する領収書に医療内容及び自己負担額、保険支払額等の請求額の内訳を明示することとしている。</p>

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況								
<p>(3) 国立病院・療養所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (国立病院・療養所の再編成については) 今後は福祉施設への転換等を含む新たな展開を活用して、再編成計画を強力に推進していく必要がある。 ○ 8年度の国立病院・療養所に対する一般会計からの繰入については、経営合理化をさらに推進することとして、7年度予算に引き続き、その縮減を図るべきである。 <p>(4) 恩給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金制度のバランスを考慮した見直しを推進すべき。また、新規の個別改善は行わないこととすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年3月29日付閣議報告「国立病院・療養所の再編成合理化の基本指針」に基づく国立病院・療養所の再編成計画による国立病院の統合を引き続き推進。平成8年7月に国立療養所松本城山病院、国立療養所東松本病院を統合する予定。 ・一般会計からの繰入額については、以下のように縮減。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>7年度</td> <td>2,486億円</td> <td>⇒</td> <td>2,196億円</td> </tr> <tr> <td>8年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 一般会計からの繰入率 23.7% → 20.6% ・恩給年額を平成8年4月から0.75%引き上げるほか、遺族加算の引上げ等を行う。 	7年度	2,486億円	⇒	2,196億円	8年度			
7年度	2,486億円	⇒	2,196億円						
8年度									

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況
<p>2. 文教・科学振興</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文教予算の編成に当たっては、国と地方の機能分担及び費用負担の在り方、受益者負担の適正化等の観点から、各種経費の見直しを進めていく必要。 (2) 義務教育費国庫負担制度 ○ 負担対象等について見直しを進めていく必要。 (3) 義務教育教科書無償給与制度 ○ 有償化について更に検討を進めるべき。 (4) 高等教育、私学に係る負担の在り方 ○ 初等中等教育と高等教育の間で財源配分の見直しを行った上で、施設・設備の老朽化、狭隘化が特に著しい大学について、その設備等の整備、改善を重点的、計画的に進めるべき。 ○ 国立大学の授業料については、国立大学と私立大学との格差の現状及び高等教育の改善等のための特別会計における自己財源確保の必要性をも考慮し、適正化を進める必要がある。 さらに、学部別授業料の問題についても検討を進めるべき。 ○ 私学助成については、引き続き総額抑制を図るとともに、その重点的、効率的配分等内容の見直しを進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国と地方の機能分担、費用負担の在り方等の観点から、社会教育指導事業交付金等を一般財源化することとしている。 ・ 財政資金の効率的使用等の観点から、今後引き続き検討することとし、平成8年度予算では無償措置を継続することとしている。 ・ 私立大学との格差是正や国立学校特別会計の自己財源の確保を図る観点から、平成9年度入学より授業料の引上げを行うこととしている。 ・ 私立大学等経常費補助金及び私立高等学校等経常費助成費補助金については、国の財政事情、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、その総額を抑制することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> 7年度 2803.5億円 ⇒ 2875.5億円 8年度 666億円 ⇒ 706億円

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況										
<p>(5) 科学技術、学術</p> <p>○ 今後とも各種施策の実施に当たっては、その時々 の財政事情を踏まえ、政府と民間の役割分担の視点 に留意しつつ、研究制度の見直しや優先順位の厳し い選択を行い、客観的かつ適正な外部評価を進める など、一層の重点的かつ効率的な資金配分を行うこ とが必要。</p> <p>○ 大規模プロジェクトについては、その必要性、緊 急性や後年度負担の状況を十分検討し、新規プロ ジェクトの着手を厳に抑制するとともに、既定プロ ジェクトについても緊要度に応じて速度調整を図る べきである。</p>	<p>1. 我が国科学技術・学術の振興の観点から、公募方式等による基礎研究開発の充実、若手研究者の確保・養成等に重 点的に資金配分している。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>7年度</td> <td>8年度</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>320億円</td> </tr> <tr> <td>3,775人</td> <td>5,938人</td> </tr> </table> <p>・公募方式等による基礎研究開発の充実 ・若手研究者の確保・養成（特別研究員制度の充実等）</p> <p>2. 公募方式等による基礎研究開発推進事業において、各研究課題につき、研究の中間段階あるいは終了後に外部研究 者を含む者による成果評価を行うこととしている。</p> <p>3. 宇宙開発関係経費（科学技術庁分）については、既定プロジェクトの速度調整を図ることなどにより、伸率を抑制 している。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>7年度</td> <td>8年度</td> </tr> <tr> <td>1,770億円</td> <td>1,779億円</td> </tr> </table> <p>・伸率：0.5%</p>	7年度	8年度	0	320億円	3,775人	5,938人	7年度	8年度	1,770億円	1,779億円
7年度	8年度										
0	320億円										
3,775人	5,938人										
7年度	8年度										
1,770億円	1,779億円										

平成8年度予算における措置状況

「報告」における指節事項

3. 防衛

○ 新規正面装備の導入は、翌年度以降の歳出増となるだけでなく、後方においても、施設整備費、教育訓練費、運用経費（油代、検査・修理費等）の増大を招き、二重の硬直化を招く。限られた資金を最大限有効に活用して防衛能力を涵養させるためには、正面装備は無理のない規模に抑制し、正面経費が正面装備の維持運用に必要となる後方経費を圧迫しないような構造とすることが必要。8年度以降の防衛予算を編成するに当たっては、この点に十分留意し、正面契約額の抑制を図っていくことが特に重要。

○ 8年度防衛関係費については、防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を定めた新防衛大綱の下での最初の予算であり、容易ならざる財政事情等を踏まえ、極力圧縮に努めたところ。新中期防の下で効率的で節度ある防衛力の整備を図っていく中、過去の契約の支払いである歳出化経費の大幅増等の事情により対前年度258%増となった。歳出化経費の増加だけで+2.2%の増要因が存在したところであり、そのような状況の下で最大限の圧縮に努力。

	7年度		8年度	
	対前年度増減		対前年度増減	
防衛関係費	47,236	401 (0.86)	48,455	1,219 (2.58)
うち人件糧食費	20,714	739 < 1.6 >	20,760	46 < 0.1 >
歳出化経費	16,760	▲541 < ▲1.2 >	17,788	1,028 < 2.2 >
一般物件費	9,761	202 < 0.4 >	9,907	145 < 0.3 >

(注) () 書は対前年度伸率。 < > 書は奇与度。

○ 正面経費については、消費税アップ分を除き対前年度マイナスに抑制。正面契約額の最近の推移を見ると、平成2年度をピークとして相当程度の抑制を図ってきており、特に7年度の8,250億円は、2年度の10,727億円に比べて30%低い水準。8年度は極めて抑制された7年度の正面契約額に対し、実力ですぐに▲50億円の減をしているものであり、正面抑制の基調を維持。

(正面契約額の推移)

	63'	元'	2'	3'	4'	5'	6'	7'	8'
正面契約額	9,805	10,207	10,727	8,985	8,650	8,800	8,820	8,250	8,352
伸率	8.2	4.1	5.1	▲16.2	▲3.7	1.7	0.2	▲6.5	1.2

(単位：億円、%)

[除く消費税アップ分]

8,200
▲0.6

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況																																																																																																																														
<p>4. 公共事業</p> <p>○ 平成6年度及び7年度の両年度においては、「公共事業の配分のあり方に関する報告」の考え方、及び昨年策定された「公共投資基本計画」の考え方を踏まえ、公共事業の配分について、従来にない相当の見直しが行われたが、生活者重視等の観点に立って、国民生活の質の向上に資する分野を中心に思い切った重点投資を行っていくことは時代の要請であり、引き続き投資の重点化、効率化を図っていくべき。</p> <p>(参考) 「公共事業の配分のあり方に関する報告」(抜粋)</p> <p>現行の各公共事業は、それぞれ複数の事業項目から構成されているが、大別すれば、次の通り、A生活環境整備、B国土保全、C産業基盤整備の三つの類型に分類される。</p> <p>A 住宅、下水道、農業集落排水、上水道、廃棄物処理施設、公園、生活圏内道路、等</p> <p>B 治水、海岸、森林整備(治山、造林、林道)、等</p> <p>C 工業用水、漁港、沿岸漁場整備、港湾、農業生産基盤、等</p> <p>三類型の優先順位は、上記②「配分の見直しにあたっての考え方」の下で次の理由により、A、B、Cの順とすることが適当である。</p>	<p>○ 本格的な高齢化社会の到来を目前に控え、社会資本整備を着実に推進し、併せて景気の着実な回復に資するため、一段と厳しい財政事情の下で一般歳出を対前年度2.4%と低い伸びに抑えている中において、公共事業関係費については、対前年度4.0%の高い伸びを確保。 〔7年度当初〕4.0% 〔8年度当初〕9兆3,423億円 → 9兆7,199億円 (注) NTT事業償還時貸付金を除く(以下同じ)。</p> <p>○ 生活者重視等の観点に立った重点投資 公共事業の配分に当たっては、国民生活の質の向上に結びつく分野をはじめ、21世紀に向けて新たな時代のニーズに的確に対応するため、思い切った重点投資を行うなど、更に重点的・効率的に配分。</p> <p><一般公共事業別伸率(対前年度)></p> <table border="1"> <tr> <td>新幹線</td> <td>13.4%</td> <td>自然公園</td> <td>13.1%</td> <td>市街地整備</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>環境衛生</td> <td>8.0%</td> <td>空港</td> <td>7.3%</td> <td>都市公園</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>都市・幹線鉄道</td> <td>5.5%</td> <td>道路整備</td> <td>3.8%</td> <td>治水</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>農業農村整備</td> <td>2.6%</td> <td>港湾</td> <td>2.0%</td> <td>漁港</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>工業用水</td> <td>0.0%</td> <td></td> <td></td> <td>一般公共</td> <td>4.1%</td> </tr> </table> <p>○ 公共事業関係費のシェアの変更に 重点投資の結果、公共事業関係費のシェアは、相当大きく変わってきており、各々の事業のシェアの変更幅の合計は、プラス・マイナス各々約0.6%。省庁別のシェアの変更幅の合計は、プラス・マイナス各々約0.3%。 (単位：%)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>61'</td> <td>62'</td> <td>63'</td> <td>元'</td> <td>2'</td> <td>3'</td> <td>4'</td> <td>5'</td> <td>6'</td> <td>7'</td> <td>8'</td> </tr> <tr> <td>事業別シェアの変更幅の合計</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.9</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> <td>1.6</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>2.9</td> <td>(22)</td> </tr> <tr> <td>所管別シェアの変更幅の合計</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.9</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>1.6</td> <td>(12)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="11" style="text-align: center;">(試算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="11" style="text-align: center;">機能別シェアの変更幅の合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="11" style="text-align: center;">1.3 1.7</td> </tr> </table>	新幹線	13.4%	自然公園	13.1%	市街地整備	8.5%	環境衛生	8.0%	空港	7.3%	都市公園	6.0%	都市・幹線鉄道	5.5%	道路整備	3.8%	治水	3.4%	農業農村整備	2.6%	港湾	2.0%	漁港	1.3%	工業用水	0.0%			一般公共	4.1%		61'	62'	63'	元'	2'	3'	4'	5'	6'	7'	8'	事業別シェアの変更幅の合計	0.3	0.3	0.9	0.2	0.1	0.3	0.2	0.5	1.6	0.7	0.6										※	2.9	(22)	所管別シェアの変更幅の合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.9	0.4	0.3										※	1.6	(12)		(試算)												機能別シェアの変更幅の合計												1.3 1.7										
新幹線	13.4%	自然公園	13.1%	市街地整備	8.5%																																																																																																																										
環境衛生	8.0%	空港	7.3%	都市公園	6.0%																																																																																																																										
都市・幹線鉄道	5.5%	道路整備	3.8%	治水	3.4%																																																																																																																										
農業農村整備	2.6%	港湾	2.0%	漁港	1.3%																																																																																																																										
工業用水	0.0%			一般公共	4.1%																																																																																																																										
	61'	62'	63'	元'	2'	3'	4'	5'	6'	7'	8'																																																																																																																				
事業別シェアの変更幅の合計	0.3	0.3	0.9	0.2	0.1	0.3	0.2	0.5	1.6	0.7	0.6																																																																																																																				
									※	2.9	(22)																																																																																																																				
所管別シェアの変更幅の合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.9	0.4	0.3																																																																																																																				
									※	1.6	(12)																																																																																																																				
	(試算)																																																																																																																														
	機能別シェアの変更幅の合計																																																																																																																														
	1.3 1.7																																																																																																																														
	<p>(注) () 書は、6年度における公共事業関係費の範囲の見直し前の変更幅を考慮したものであり、※は、直近3年の累積変更幅を表す。</p>																																																																																																																														

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況																
<p>○ 公共事業の各事業の中においても、社会経済情勢の変化、国民のニーズの変化等を踏まえ、国民生活・経済の基盤として真に必要な社会資本を整備するだけでも、各事業の重点化、効率化を図っていくべき。これまで、各事業の中で内容変化、重点化は着実に進行し、特に近年においては、その傾向が顕著になりつつあるが、各事業の投資重点の変化等も含め、公共事業の内容とその変化を出来る限りわかりやすく示すよう努めることも重要。</p>	<p>○ 各事業の中で、事業全体としては必ずしも「生活環境整備」とされていない事業の中でも生活的な事業内容に重点を移したり、情報化対応・経済構造改革といった必ずしも「生活」とは言えない分野も含め、新たな時代のニーズに応じた重点的・効率的配分に努めている。</p> <p>○ 各事業の中における生活的な事業内容等の新しい事業の伸率（対前年度）></p> <table border="1" data-bbox="223 649 411 974"> <tr><td>・ 治水</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>・ うち 市街地整備型高規格堤防整備</td><td>25.7%</td></tr> <tr><td>・ 道路</td><td>3.8%</td></tr> <tr><td>・ うち 高規格幹線道路整備</td><td>20.2%</td></tr> <tr><td>・ 港湾</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>・ うち 特定重要港湾等整備</td><td>9.4%</td></tr> <tr><td>・ 農業農村整備</td><td>2.6%</td></tr> <tr><td>・ うち 農業集落排水</td><td>8.8%</td></tr> </table>	・ 治水	3.4%	・ うち 市街地整備型高規格堤防整備	25.7%	・ 道路	3.8%	・ うち 高規格幹線道路整備	20.2%	・ 港湾	2.0%	・ うち 特定重要港湾等整備	9.4%	・ 農業農村整備	2.6%	・ うち 農業集落排水	8.8%
・ 治水	3.4%																
・ うち 市街地整備型高規格堤防整備	25.7%																
・ 道路	3.8%																
・ うち 高規格幹線道路整備	20.2%																
・ 港湾	2.0%																
・ うち 特定重要港湾等整備	9.4%																
・ 農業農村整備	2.6%																
・ うち 農業集落排水	8.8%																
<p>○ 平成7年度予算編成時にはいわゆる公共事業の類似事業間の調整問題を検討し、的確な計画調整等の必要性を指摘したところであり、今後ともこの点については関係省庁等間で密接に連絡をとりながら引き続き着実な前進を図ることが必要。</p> <p>更に、限られた期間内に投資の実効性をあげるとともに、必要に応じ複数事業、複数省庁が連携・協働して共通の政策課題への対応を図っていくような省庁横断的・政策分野横断的な努力と工夫を行うことも重要。</p>	<p>○ 公共事業における類似した事業間の調整について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道と農業集落排水及び合併浄化槽等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各県等の担当部局が市町村と調整を図り、広域的な見地から効果的な施設整備を進めるため、各都道府県においては、各種の汚水処理事業の整備区域、手法、スケジュールなどを定める「汚水処理の整備に係る都道府県構想」を策定しているところ。 ・ 地方公共団体における各施設の合理的な配置計画の策定の指導・支援等を行うため、建設、農水及び厚生との3省により「汚水処理施設の整備等に係る関係省連絡会議」において協議を行い、3省連名で「汚水処理施設の整備に関する構想策定に関する基本方針について」を都道府県担当部局宛に通知し、その策定及び円滑な事業の推進を図るよう要請した。 ・ 建設、農水及び厚生との3省は、汚水処理施設の整備について、近接事例の調整や調整費の活用等を内容とする「類似した事業間の調整について」を申し合わせた。 2. 道路と農道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の幹線道路の整備計画及び広域農道等について調整の図られた「地域道路整備計画」を策定、公表することとしている。 ・ 建設・農水両省間において、情報交換及び調整の円滑化を促進すること等として「道路と農道に関する連絡調整会議」を新たに設置した。 3. 国土総合開発事業調整費の活用 <ul style="list-style-type: none"> 道路と農道、建設、農水及び運輸の各省が所管する海岸事業及び下水道と農業集落排水等の汚水処理事業については、これらの各事業の計画的な整備の進展を図る中で、事業間の進捗調整が必要となった箇所について、国土総合開発事業調整費に「類似事業調整費」という新たな事業を創設し、同調整費を活用することができるものとする。 																

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況
	<p>○ 複数省庁タイアップ事業の例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー・ハウジング事業——厚生省、建設省 ・ いきいきふれあい公園整備事業——厚生省、建設省 ・ 海辺の健康拠点づくり事業——厚生省、建設省 2. 経済発展基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ FAZ活用事業——通産省、運輸省 ・ 21世紀活力圏創造事業——通産省、建設省 3. 自然環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海と緑の環境整備対策事業——農水省、運輸省、建設省 4. 類似事業間の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水処理施設共同整備事業——厚生省、農水省、建設省 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前歩行者快適化事業——運輸省、建設省

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況																
<p>5. 政府開発援助</p> <p>○ 既に国際的に見て極めて高い水準に達しているODA予算については、我が国の財政状況と国内の経済情勢を踏まえ、国内向け諸経費とのバランスを重視し、一層の伸率圧縮に努める必要がある。</p>	<p>1. 一般会計ODA予算については、引続きODAの国際貢献の柱としての重要性には配慮しつつ、深刻な財政事情の下、厳しい社会経済情勢を踏まえ、伸率については圧縮することとし、3年連続して史上最低の伸率となる11.452億円(伸率3.5%)を計上。</p> <table border="1" data-bbox="239 388 298 1050"> <tr> <td>年度</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>伸率</td> <td>8.2</td> <td>8.0</td> <td>7.8</td> <td>6.5</td> <td>4.8</td> <td>4.0</td> <td>3.5</td> </tr> </table>	年度	2	3	4	5	6	7	8	伸率	8.2	8.0	7.8	6.5	4.8	4.0	3.5
年度	2	3	4	5	6	7	8										
伸率	8.2	8.0	7.8	6.5	4.8	4.0	3.5										
<p>○ 実施に当たっては、環境への配慮、女性の役割の重視等新しい側面への配慮に加え、事前調査・事後評価を含めた援助体制の充実を通じたきめ細かく真に効率的な援助の実施を目指す。また、援助を実施する人材の育成や技術協力等の充実により、我が国の顔が見える援助の実施に留意していくことが重要である。</p>	<p>2. 総額の伸びは抑制しつつ、以下のように援助の質の向上に資する施策への重点配分を行い、真に効率的な援助を目指す。</p> <p>(1) 女性の役割重視、人口、エイズ、環境など新しい側面への十分な対応。 〔7年度〕 〔8年度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の役割(WID)重視 <ul style="list-style-type: none"> UNDP「WID」信託基金拠出金 10億円 ⇒ 20億円 (1000%増) ・国際協力事業団(JICA)による人口・エイズ対策 2.4億円 ⇒ 3.9億円 (66.6%増) ・環境、人権その他 <ul style="list-style-type: none"> 日米コモリアンジェンダー 〃 ⇒ 76.3億円 (新規) 国連等女性関係拠出金 2.1億円 ⇒ 4.1億円 (96.2%増) 国連薬物統制計画拠出金 6.0億円 ⇒ 6.7億円 (11.7%増) <p>(2) 効率的・効果的な援助の実施に向けての取組みの強化。 ・事前調査等の拡充 <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト形成調査 74件 ⇒ 82件 (8件増) 開発調査における環境及びWID配慮団員 環境 184人 ⇒ 212人 (28人増) WID 12人 ⇒ 32人 (20人増) 事後評価の充実 5.5億円 ⇒ 6.4億円 (15.7%増) </p> <p>(3) 援助担当者の人材育成を図るとともに、開発途上国の「人遣り」を支援するために、国際協力事業団による技術協力や国費外国人留學生の受入れを拡充。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際開発高等教育機構(FASID)委託費 7.1億円 ⇒ 7.5億円 (5.3%増) ・研修員受入れ 7,390人 ⇒ 7,640人 (250人増) ・青年海外協力隊新規派遣 1,190人 ⇒ 1,270人 (80人増) ・青年招へい 1,560人 ⇒ 1,570人 (10人増) ・国費外国人留學生新規受入れ 3,945人 ⇒ 4,195人 (250人増) </p>																

「報告」における指節事項	平成8年度予算における措置状況																																				
	<p>(4) この他、途上国のニーズに合ったきめ細かな援助を実施する観点から、NGOとの連携を更に強化することとし、NGO補助金を大幅に拡充するとともに、草の根レベルできめ細かな支援ができる「草の根無償」を大幅増。 また、流動的な国際情勢に機動的に対応するため、復興開発支援分を含め緊急無償を大幅に増額。</p> <table border="0"> <tr> <td>・NGO事業補助金</td> <td>76億円</td> <td>⇒</td> <td>100億円</td> <td>(</td> <td>31.6%増)</td> </tr> <tr> <td>・草の根無償</td> <td>30.0億円</td> <td>⇒</td> <td>45.0億円</td> <td>(</td> <td>50.0%増)</td> </tr> <tr> <td>・プロジェクト形成調査におけるNGO配慮団員</td> <td>—</td> <td>⇒</td> <td>4人</td> <td>(</td> <td>新規)</td> </tr> <tr> <td>・緊急無償</td> <td>64.0億円</td> <td>⇒</td> <td>92.0億円</td> <td>(</td> <td>43.8%増)</td> </tr> <tr> <td>うち 復興開発支援分</td> <td>—</td> <td>⇒</td> <td>15.0億円</td> <td>(</td> <td>新規)</td> </tr> <tr> <td>民主化支援分</td> <td>3.0億円</td> <td>⇒</td> <td>6.0億円</td> <td>(</td> <td>100.0%増)</td> </tr> </table>	・NGO事業補助金	76億円	⇒	100億円	(31.6%増)	・草の根無償	30.0億円	⇒	45.0億円	(50.0%増)	・プロジェクト形成調査におけるNGO配慮団員	—	⇒	4人	(新規)	・緊急無償	64.0億円	⇒	92.0億円	(43.8%増)	うち 復興開発支援分	—	⇒	15.0億円	(新規)	民主化支援分	3.0億円	⇒	6.0億円	(100.0%増)
・NGO事業補助金	76億円	⇒	100億円	(31.6%増)																																
・草の根無償	30.0億円	⇒	45.0億円	(50.0%増)																																
・プロジェクト形成調査におけるNGO配慮団員	—	⇒	4人	(新規)																																
・緊急無償	64.0億円	⇒	92.0億円	(43.8%増)																																
うち 復興開発支援分	—	⇒	15.0億円	(新規)																																
民主化支援分	3.0億円	⇒	6.0億円	(100.0%増)																																

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況								
<p>6. 農業</p> <p>○ (新食糧法等) 新制度の運用に当たっては、政府の役割の変化等を踏まえ、生産者や地域の自主的・主体的な生産調整への取組みを推進しつつ、市場原理を通じた需給調整機能が発揮されるよう適切な運営に努めていく必要。また、主要食糧の需給及び価格の安定に係る財政負担については、以下のような観点から引き続き一層の効率化を図っていく必要。</p> <p>① 米麦佃</p> <p>今後の米麦価の決定については、需給の動向を適切に反映させることを基本として、内外価格差の縮小を図るとともに、政府管理経費の縮減とあわせて、コスト逆ざやの縮小をさらに進めていく必要。</p> <p>特に政府買入米佃については、新制度が市場原理の活用を旨とし、政府米が備蓄米として運営されること等を踏まえ、自主流通米の価格動向等が適切に反映されるような客観的な算定方式に基づき適正な米価決定が行われるべき。</p> <p>② 計画流通制度</p> <p>新制度では、政府による米の全量管理は廃止され、自主流通米を主体とした計画流通制度が導入されるが、今後は、米の流通における市場原理の尊重がより一層重要。</p> <p>従来の自主流通米に係る助成制度に替わる計画流通制度に係る財政負担の検討に際しては、新制度の趣旨を十分踏まえるとともに、従来の自主流通米に係る助成が食糧赤字の大きな部分を占めていることを勘案し、全体として財政負担の圧縮が図られるよう検討されるべき。</p>	<p>○ 主要食糧関係費</p> <p>① 食糧管理特別会計繰入</p> <p>食管特会調整助定繰入については、本年11月に施行された「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき、米麦に関する適切な需給管理が行われるよう措置するとともに、政府管理経費の見直し等を行うことによって、できる限りの節減を図る。</p> <p>なお、平成8年2月から小麦の政府売渡価格を平均▲2.1%引き下げる。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成7年度 (当初)</td> <td>平成8年度</td> </tr> <tr> <td>1,830億円</td> <td>1,770億円 (3.3%減)</td> </tr> </table> <p>調整助定繰入</p> <p>(注1) 8年産米の政府買入価格については、7年産米と同水準としているが、新食糧法の趣旨に沿って、自主流通米の価格動向を反映させる客観的かつ透明性の高い算定方式を確立。</p> <p>(注2) 自主流通米、民間備蓄・調整保管に対する助成を柱とする「計画流通推進総合対策」を講ずることとしているが、従来の制度下における各種助成措置の廃止等により、財政負担を圧縮。</p> <p>② 新生産調整推進対策費</p> <p>近年の豊作による米需給の緩和状況にかんがみ、平成8年度における新生産調整推進対策(8年度～10年度)においては、とも補償を活用した生産者の主体的取組みを重視しつつ、生産調整目標面積787千ヘクタールで実施する。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>新生産調整推進対策費</td> <td>883億円</td> <td>⇒</td> <td>935億円 (4.7%増)</td> </tr> </table> <p>(注3) 主要食糧関係費2,705億円は、ピーク時(56'：9,948億円)の約4分の1。また、食管特会調整助定繰入1,770億円は、ピーク時(51'：7,690億円)の約4分の1。</p>	平成7年度 (当初)	平成8年度	1,830億円	1,770億円 (3.3%減)	新生産調整推進対策費	883億円	⇒	935億円 (4.7%増)
平成7年度 (当初)	平成8年度								
1,830億円	1,770億円 (3.3%減)								
新生産調整推進対策費	883億円	⇒	935億円 (4.7%増)						

平成8年度予算における措置状況	
<p>「報告」における指摘事項</p> <p>7. 運輸</p> <p>(1) 日本国有鉄道清算事業団債務の処理</p> <p>○ 最終的に国において処理すべき債務が巨額に上ると見込まれることを踏まえ、本問題の重要性につき広く国民の理解を求めらるべき。土地を巡る環境の變化を踏まえ、引き続き種々の工夫を行うことにより、土地売却収入の確保に最大限努力するとともに、JR株式については、できる限り計画的な売却に努めること等により、長期債務の償還促進を図るべき。</p>	<p>○ 平成8年度においても、これまで採られてきた種々の土地売却促進策を活用することなどにより土地売却収入を確保するとともにJR株式の早期売却に最大限努力するなど資産処分を進め、長期債務の償還促進に努める。</p> <p>(参考) 国鉄清算事業団の長期債務の見込み</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成7年度首 26.9兆円</p> <p>→</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p>(平成7年度) (見込み)</p> <p>発生金利等 1.4兆円</p> <p>資産処分収入による債務減 △1.2兆円</p> <p>{ ・土地処分収入 (10,200億円)</p> <p>・JR株式売却収入 (0億円)</p> <p>・鉄道整備基金収入 (1,007億円)</p> <p>・補助金 (635億円)</p> <p>・その他収入 (317億円)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>平成8年度首 27.1兆円</p> <p>→</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>平成9年度首 27.0兆円</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>(平成8年度) (見込み)</p> <p>発生金利等 1.3兆円</p> <p>資産処分収入による債務減 △1.4兆円</p> <p>{ ・土地処分収入 (9,700億円)</p> <p>・JR株式売却収入 (3,200億円)</p> <p>・鉄道整備基金収入 (800億円)</p> <p>・補助金 (536億円)</p> <p>・その他収入 (283億円)</p> </div>

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況																											
<p>(2) 整備新幹線問題</p>	<p>○ 既に着工している3線5区間に限定して建設を著実に推進。</p>																											
<p>○ 国鉄改革、行政改革の趣旨を踏まえ、第二の国鉄をつくることが必要でないよう、着工区間、規格、財源、収支採算性、並行在来線の取扱い等の諸問題について十分な検討を行った上で定められた基本的枠組みを堅持し、その枠内で処理すべき。</p>	<p>○ 既に着工している3線5区間に限定して建設を著実に推進。</p>																											
<p>○ 未着工区間については、平成6年12月19日の関係大臣申合せにおいて「3線5区間以外の区間の整備のための新しいスキームを引き続き検討し、平成8年中にその成果を得る。」とされているところであるが、本来整備新幹線の建設については、高速道路、空港を含めた総合的な交通体系の一つとして検討されるべき。</p>	<p>○ 既に着工している3線5区間に限定して建設を著実に推進。</p>																											
<p>〔参考〕</p>	<p>〔新幹線建設事業費〕</p>																											
<p>整備新幹線建設事業費</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>7年度事業費</th> <th>8年度事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸新幹線（高崎・長野）</td> <td>2,276.0億円</td> <td>2,001億円</td> </tr> <tr> <td>東北新幹線（盛岡・八戸）</td> <td>2,000.0億円</td> <td>1,344億円</td> </tr> <tr> <td>九州新幹線（八代・西鹿尾島）</td> <td>102.0億円</td> <td>243億円</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線（石動・金沢）</td> <td>91.6億円</td> <td>218億円</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線（糸魚川・魚津）</td> <td>58.0億円</td> <td>138億円</td> </tr> <tr> <td>整備新幹線駅整備調整事業費</td> <td>24.4億円</td> <td>58億円</td> </tr> <tr> <td>整備新幹線建設推進準備事業費</td> <td>10億円</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30億円</td> <td>30億円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	7年度事業費	8年度事業費	北陸新幹線（高崎・長野）	2,276.0億円	2,001億円	東北新幹線（盛岡・八戸）	2,000.0億円	1,344億円	九州新幹線（八代・西鹿尾島）	102.0億円	243億円	北陸新幹線（石動・金沢）	91.6億円	218億円	北陸新幹線（糸魚川・魚津）	58.0億円	138億円	整備新幹線駅整備調整事業費	24.4億円	58億円	整備新幹線建設推進準備事業費	10億円	10億円		30億円	30億円
区 分	7年度事業費	8年度事業費																										
北陸新幹線（高崎・長野）	2,276.0億円	2,001億円																										
東北新幹線（盛岡・八戸）	2,000.0億円	1,344億円																										
九州新幹線（八代・西鹿尾島）	102.0億円	243億円																										
北陸新幹線（石動・金沢）	91.6億円	218億円																										
北陸新幹線（糸魚川・魚津）	58.0億円	138億円																										
整備新幹線駅整備調整事業費	24.4億円	58億円																										
整備新幹線建設推進準備事業費	10億円	10億円																										
	30億円	30億円																										
<p>国</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財 源 内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共事業関係費</td> <td>305</td> </tr> <tr> <td>基金交付金</td> <td>372</td> </tr> <tr> <td></td> <td>724</td> </tr> </tbody> </table>	財 源 内 訳		公共事業関係費	305	基金交付金	372		724																			
財 源 内 訳																												
公共事業関係費	305																											
基金交付金	372																											
	724																											
<p>JR</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>基金交付金</td> <td>352</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>649</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財投 454</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公団債 195</td> </tr> </tbody> </table>	基金交付金	352	借入金	649		財投 454		公団債 195																			
基金交付金	352																											
借入金	649																											
	財投 454																											
	公団債 195																											
<p>地域</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>323</td> </tr> </tbody> </table>	323																										
323																												

(単位：億円)

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況																												
<p>8. 地方財政・補助金等</p> <p>○ 地方財政については、臨時行政改革推進委員会の「国と地方の関係等に関する答申」等を踏まえ、国と同様に歳出規模の拡大を厳しく抑制していくことが必要。</p> <p>○ 8年度の地方財政対策の具体的方策については、国・地方の極めて厳しい財政状況の下、国と地方はいわば公経済の車の両輪として共通の行政目的の実現を分担し責任を分かち合う関係にあり、国と地方が調和のとれた財源確保を行っていく必要があると、基本的考え方を踏まえ、適切に対処していく必要。</p>	<p>○ 地方財政については、臨時行政改革推進審議会答申等の趣旨に従い、国と同様、極力、経費の節減合理化に努めることとしている。</p> <p>【歳出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳出総額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>約85兆2,800億円程度</td> <td>対前年度 34%の増</td> </tr> <tr> <td>(公債費を除いたベース)</td> <td>対前年度 21%の増</td> </tr> </table> <p>○ 8年度の地方財政対策を講ずる前の段階の地方財政収支見通しは、減税分で2兆8,745億円、減税分を除いた通常収支分で5兆7,533億円の財源不足。</p> <p>○ 8年度の地方財政対策では、以下の措置を講ずることとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 減税の影響分については、次の措置により全額を補てん。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 所得税減税による地方交付税の減少については、交付税特会借入金により全額補てん。 (2) 住民税減税による住民税の減少については、減税補てん債の発行により全額補てん。 2. 通常収支の財源不足額については、次の措置により全額を補てん。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方交付税の増額措置 (3兆7,233億円) <ol style="list-style-type: none"> ① 一般会計加算 (法定加算 4,138億円、臨時特例加算 4,253億円、計 8,391億円) ② 特会借入金の償還計画の変更 (4,265億円) ③ 新規の特会借入金 (2兆4,577億円) (2) 建設地方債 (財源対策債) の増発 (2兆300億円) <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税の増額措置 (3兆7,233億円) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>法定加算</td> <td>4,138億円</td> <td>▲</td> <td>1兆8,616.5億円</td> </tr> <tr> <td>臨時特例加算</td> <td>4,253億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特会借入金</td> <td>2兆8,842億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>1兆 225.5億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>後年度法定加算</td> <td>1兆 225.5億円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>除く後年度法定加算</td> <td>1兆8,616.5億円</td> <td>▲</td> <td>1兆8,616.5億円</td> </tr> </table> <p>○ この結果、特会出口ベースの地方交付税については、16兆8,410億円となる。</p>	約85兆2,800億円程度	対前年度 34%の増	(公債費を除いたベース)	対前年度 21%の増	法定加算	4,138億円	▲	1兆8,616.5億円	臨時特例加算	4,253億円			特会借入金	2兆8,842億円			うち	1兆 225.5億円			後年度法定加算	1兆 225.5億円			除く後年度法定加算	1兆8,616.5億円	▲	1兆8,616.5億円
約85兆2,800億円程度	対前年度 34%の増																												
(公債費を除いたベース)	対前年度 21%の増																												
法定加算	4,138億円	▲	1兆8,616.5億円																										
臨時特例加算	4,253億円																												
特会借入金	2兆8,842億円																												
うち	1兆 225.5億円																												
後年度法定加算	1兆 225.5億円																												
除く後年度法定加算	1兆8,616.5億円	▲	1兆8,616.5億円																										

「報告」における指節事項	平成8年度予算における措置状況		
<p>【参 考】 8年度の地方交付税交付金</p>		(8年度)	(7年度)
	法定率分	12兆8,866億円	13兆6,141億円
	過年度精算額	▲ 1,218億円	▲ 5,797億円
	法定加算分	4,138億円	1,810億円
	臨時特例加算分	4,253億円	—
	一般会計ベース	13兆6,038億円 (+2.9%)	13兆2,154億円 (+3.6%)
	特会借入金等利子等	▲ 4,525億円	▲ 4,024億円
	特会借入金	3兆6,897億円	3兆3,399億円
	特会出口ベース	16兆8,410億円 (+4.3%)	16兆1,529億円 (+4.2%)

(注) 上記の計数は、精査の結果、異動することがある。

「報告」における指摘事項	平成8年度予算における措置状況
<p>○ 補助金等については、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、不断の見直しが必要。</p> <p>○ 既存の補助金等については、上記の答申等で示された視点に基づき、一層徹底した見直しを行い、廃止、一般財源化、補助対象の重点化等の整理合理化を推進することが必要。特に、零細な補助金については、零細補助基準を適切な水準まで引き上げることににより廃止、統合等を進めていくべき。補助金等の新設については極力抑制するとともに、真にやむを得ない場合にも、スクラップ・アンド・ビルド原則の徹底を図ることが必要。</p>	<p>○ 補助金等については、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、累次の臨調・行革審答申等を踏まえ、その整理合理化を積極的に推進する。</p> <p>(1) 一般財源化 地域の主体性を高める観点から、地方公共団体の自主性に委ねるべきものにあつては一般財源化を推進すべきであるとの行革審答申等を踏まえ、地方公共団体の事務・事業として同化、定着しているもの等について、一般財源化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅福祉事業費補助金のうち都道府県高齢者総合相談センター運営事業費等 (▲4.9億円) ○ 児童保護費等補助金：市町村母子保健事業費等のうち母子保健相談指導事業 (▲9億円) ○ 身体障害者福祉費補助金のうち「障害者の明るい暮らし」促進事業費の一部 (▲6億円) ○ 保険事業等負担金：健康診査費のうち健康診査実施連絡等費の一部 (▲1億円) ○ 精神保健対策費等補助金：精神医療適正化対策費補助金のうち指定病院等指導監査費等 (▲1億円) ○ 社会教育指導事業交付金 (▲7.5億円) ○ 学校教育設備整備費等補助金のうち教育近代化設備 (高校分) (▲1億円) 等 <p>【地方公共団体における施設の自主的な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉施設等施設整備費補助金のうち老人福祉センター等 (▲6億円) ○ 公立社会教育施設整備費補助金のうち公立文化施設 (▲1.5億円) ○ 社会体育施設整備費補助金のうち特別体育施設等 (▲1億円) 等 <p>(2) 補助対象の重点化等 (事務費率の見直し) 補助金等の事務費上限額(率)を公共事業関係補助金については原則として10%、非公共事業補助金については原則として5%引下げ</p> <p>〔補助対象範囲の見直し〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒健康増進特別事業費補助金のうち自然教室推進事業(県分)に対する補助を廃止 (▲1億円) 等 <p>〔採択基準の引き上げ〕</p> <p>(例)・農林漁業用揮発油脱税戻身替農道整備事業費補助 6,000万円 → 7,000万円 ・農村環境保全対策事業費補助 1億円 → 2億円</p>

「報告」における指称事項	平成8年度予算における措置状況																								
<p>(3) 零細補助基準の引上げ 零細補助金については、現行3,500万円である都道府県等向けの基準額を5,000万円に、現行350万円である市町村向けの基準額を500万円にそれぞれ引き上げ、着実にその整理を図る。 (零細補助基準の推移)</p> <table border="1" data-bbox="235 349 329 1031"> <thead> <tr> <th>交付先</th> <th>58～60</th> <th>61～63</th> <th>元～3</th> <th>4、5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県等</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> <td>3,500</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 交付金化 ○ 青少年育成非行防止推進事業費補助金のうち地方事業分について交付金化する。</p> <p>(5) 統合・メニュー化 ○ 学校教育設備費等補助金－理科教育等設備整備費（理科教育設備）；理科設備と算数・数学設備を統合 ○ 公営住宅建設費等補助；第一種公営住宅建設費補助と第二種公営住宅建設費補助を統合</p> <p>(6) その他の補助制度の見直し等 ○ 公営住宅建設費等補助（再掲） ○ 公営住宅建設費等補助の第一種と第二種の区別を廃止し、現行第一種 1/2、第二種 2/3 の補助率を 1/2 に） 〔一本化〕 ○ 農業構造改善事業費補助金等 〔機械の一部を補助対象から除外し、融資化〕 ○ 農業構造改善事業費補助金のうち農業経営基盤強化支援対策事業費 〔融資重点型を創設し、補助対象事業費を圧縮〕 ○ 土地改良施設管理費補助 〔新たに採択される施設について、現行 4/10 の補助率を 1/3 へ引下げ〕</p>	交付先	58～60	61～63	元～3	4、5	6	7	8	都道府県等	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	5,000	市町村	100	150	200	250	300	350	500	<p>(出所) 財政制度審議会総会（第7回）平成8年1月17日配付資料（2）（財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会編） 358-376ページ。</p>
交付先	58～60	61～63	元～3	4、5	6	7	8																		
都道府県等	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	5,000																		
市町村	100	150	200	250	300	350	500																		

8-149 平成8年度予算の編成に関する建議 (抄)

平成7年12月18日

I. 財政の基本的課題

[中略]

2. 特例公債の発行について

- (1) 8年度における歳入と歳出のギャップは、昨年度の財政の中期展望で示された建設公債の減額を断念するとしても、極めて大きくなっており、また、財源措置としての特例的措置も、国債整理基金特別会計の資金が不足するなど、限界に突き当たりつつある。このため、8年度予算においては、元年度予算以来7年振りに、当初予算段階から償還財源の手当てについて目処のない特例公債を発行せざるを得ない状況に至っている。
- (2) 当審議会は、特例公債の発行については、これまで、歳出は経常的な収入で賄うという財政法の基本原則に著しく反し、かつ後世に資産を残さず負担だけを残すことになり、世代間の公平という観点からも問題があること等を指摘しつつ、その発行は厳に回避すべきとの方針を繰り返して述べてきたところであり、今般、当初予算段階から特例公債を発行せざるを得ない事態となることについては、埋めようもない歳入と歳出のギャップの存在を勘案すればやむを得ないこととは言え、誠に遺憾である。

[中略]

II. 平成8年度予算編成に当たっての考え方

[中略]

3. 特例的歳出削減措置等について

- (1) これまでの予算編成で、歳入歳出両面であらゆる努力を行う過程において、とりわけ特例公債の発行を回避するため、いわゆる特例的歳出削減措置等が行われてきた。これらは極めて厳しい財政事情を踏まえやむを得ざる措置として行われてきたものであるが、他方、こうした措置を多用することにより、財政の実態が分かりにくくなってきているのではないかとの批判もある。

我が国財政が特例公債を発行せざるを得ない危機的状況に直面している現在、その厳しい現状を直截に国民に開示していくためにも、これらの措置については、この際、改めて見直しを行っていくべきであると考えている。その見直しに当たっては、それぞれの事業の運営に支障が生じないかはもちろん、個々の措置に則してその制度・施策のあり方に立ち返り、どこまでこうした臨時緊急の措置をとり得るのかについて、今まで以上に慎重に検討した上で、ぎりぎりやむを得ないものに止めていくべきものと考えている。

- (2) 平成5年度から7年度においては、日本電信電話株式会社の株式売却収入を活用するという国債整理基金の資金繰りの方策を採ることにより、国債費の定率繰入れを停止してきたところであるが、上記の趣旨も踏まえ、仮にこれを停止した場合には、国債整理基金の運営に支障が生ずることとなる8年度予算においては、国債整理基金特別会計法に基づき、国債費の定率繰入れを実施することが適当と考える。

[以下略]

(出所)「平成8年度予算の編成に関する建議
平成7年12月18日 財政制度審議会」
(財務省図書館所蔵)。